



桜井市人権施策に関する基本計画 改定版

桜 井 市
2023(令和 5) 年 3 月

ごあいさつ



桜井市は、1974(昭和49)年、平和で明るい民主社会に市民総力を結集して邁進することを県下初として宣言した「人権擁護都市宣言」から、来年で半世紀を迎えます。

この約半世紀間の施策を振り返りますと、「人権擁護都市宣言」の精神を踏まえ、差別のない桜井市の実現を謳った「桜井市人権擁護に関する条例」を1994(平成6)年に制定し、人権施策の指針として「人権教育のための国連10年」桜井市行動計画を、1999(平成11)年に策定しました。その後、その計画を受け継ぎ「桜井市人権施策に関する基本計画」として現在に至り、啓発活動をはじめとするあらゆる人権施策に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、2021(令和3)年には、部落差別のない桜井市を目指す「桜井市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定するとともに、この条例を礎として、人権意識の高揚に向け、さらなる啓発活動に取り組んできたところです。

しかしながら、全国的に発生しているインターネットにおける差別事象や同和地区問い合わせ事象などは、桜井市でも同様に見られることや、DV・児童虐待が懸念されるなどの事案が相次いで報告されています。

こうした人権侵害等の背景には、社会の中で、当事者が様々な生きづらさや困難さを抱えていることも多く、問題の解決に向けては、被害者への救済はもちろんのこと、人権侵害を許さない強い姿勢とともに、そうした生きづらさ等を抱える人を含め、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現が必要不可欠であります。

そのため、これまで培われた桜井市の人権擁護精神を大切にしながら、引き続き市のあらゆる政策の遂行にその精神をしっかりと据えて取り組むとともに、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現に向け、さらなる人権施策の推進に邁進してまいる所存であります。

上記のことを踏まえ、この度の改定においては、各項目でより詳細に桜井市の姿勢をご説明申し上げることといたしました。

結びに、本改定にあたり、人権審議会委員のみなさまをはじめ関係者のみなさまに、多大なるご尽力をいただきましたことに、心より御礼申し上げますとともに、今後とも本市の人権施策推進に一層のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

令和5年3月

桜井市長 **松井 正剛**

市 民 憲 章

わたくしたちは『生活文化都市』をめざす桜井市民です。

- ゆたかな文化遺産と自然を生かし、調和ある美しいまちをつくりましょう。
- 仕事に喜びと誇りをもち、自由進取なたくましい生産のまちをつくりましょう。
- 人権を尊び、互いに助けあい、人間尊重のまちをつくりましょう。
- 日本の歴史を育んだ郷土を愛し、明るく住みよいまちをつくりましょう。

世界連邦都市宣言

桜井市は、世界の永久平和と人類福祉増進のため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携えて恒久平和の実現に邁進する平和都市であることを宣言する。

[1973 (昭和48)年9月25日]

人権擁護都市宣言

日本国憲法は、基本的人権の保障を憲法体制の根幹とし、社会各般にわたり人権尊重の体制が布かれ平和で明るい民主主義実現の基礎となっていることは承知のところである。

しかるに、近時とみにみられる産業、経済の一大発展は、物質文明の飛躍的向上をもたらした反面、これに伴う急激な社会の変貌、あるいは「親子の断絶」なる用語まで生んだ家庭生活の変容等を生起せしめ、いまや個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する日本社会は人間疎外、社会意識希薄、人命の軽視、法秩序の乱れ等精神面において由々しき事態が生じつつあることは、いくたの人権問題と共に誠に寒心にたえないところである。

こうした社会情勢を反省するとき、従来の人権啓発活動にとどまることなく、桜井市では、奈良県下初の「人権モデル地区」として指定をうけたこの機会をフルに活用し、ここに「人権擁護都市」の宣伝をなし、尚一層人権意識の高揚を図り、かかる精神文化の興隆、並びに意識の改造に市民総力を結集し、平和で明るい民主社会たる都市実現のため一路邁進するものである。以上宣言する。

[1974 (昭和49)年3月28日]

目次

contents

第1章

基本的な考え方

- 1 基本計画の改定の趣旨 2
- 2 基本理念 3
- 3 基本計画の位置づけ（性格） 5
- 4 人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢 5

第2章

人権施策の推進方向

- 1 人権を取り巻く状況と課題 10
- 2 桜井市における人権の現況について 14
 - －人権に関する市民意識調査結果をふまえて－
- 3 人権教育・啓発の推進 24
- 4 人権相談・支援の充実 35

第3章

分野別人権施策の推進

- 1 部落差別問題（同和問題） 40
- 2 女性 45
- 3 子ども 49
- 4 高齢者 53
- 5 障害のある人 56
- 6 外国人 60
- 7 プライバシーを巡る問題 63
- 8 性的マイノリティの人権 65
- 9 HIV感染者、ハンセン病患者等の人権 68
- 10 犯罪被害者等 70
- 11 刑を終えて出所した人 71
- 12 アイヌの人々 71
- 13 北朝鮮当局による拉致被害者 72
- 14 インターネットによる人権侵害 73

第4章

推進体制

- 1 推進体制とフォローアップ 76
- 2 国、県及び関係機関等との連携 76
- 3 ボランティア・NPO等との協働の推進 76

資料編

- 注釈 78
- 法令等 83

第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画の改定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本計画の位置づけ（性格）
- 4 人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢

第1章 基本的な考え方

1 基本計画の改定の趣旨

1948年に「世界人権宣言」が採択されてから70年以上経過し、その間、同宣言の理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組みが進められてきました。

我が国においても「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」といった「人権三法」、2019（平成31）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるなど、個別の人権問題に関する法的整備など、人権擁護・確立への取組みが進展しています。

奈良県では、1997（平成9）年に、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が制定され、翌1998（平成10）年には県の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画が策定され、国際的な人権の潮流を踏まえた取組みの構築が進められました。2004（平成16）年には、豊かな人権文化の創造を目指すことを基本理念とする「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定され、2020（令和2）年に改定されました。また、2016（平成28）年には「奈良県犯罪被害者等支援条例」「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、2019（平成31）年には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、奈良県として、それぞれの法律の趣旨の具体化が図られてきました。

桜井市では、こうした国や県の人権に関する法整備等に連動するかたちで取組みを推進し、2010（平成22）年には「桜井市人権施策に関する基本計画」（以下「基本計画」）を策定し、全庁的に人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んできました。そうした経過から2018（平成30）年には「桜井市こころつながる手話言語条例」を、また、2021（令和3）年には「桜井市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行いたしました。

また、さまざまな人権問題の解決に向け、地域社会、学校、職場などで、多くの人々や機関・団体によって、人権教育・啓発の取組みが継続的に進められ、多くの成果をみてきたところです。

しかし、今日では特に、同和地区問い合わせ事案の続出やインターネット上での差別書き込みなどの人権侵害、ヘイトスピーチ※1、虐待問題、性的マイノリティ※2に対する差別や偏見、貧困問題などが深刻化し、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族に対する差別も顕在化しています。また、急速な社会の変化と、価値観の多様化の中で、多くの人々が、他者との人間関係づくりに戸惑いやストレスを感じ、社会的孤立※3の問題も大変危惧されています。

そうした中、2021（令和3）年に実施の「桜井市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）結果を踏まえ、若年層の自尊感情※4、権利や差別の基本的認識、人権侵害を受けた時の対応、人権に関する学習会等への参加状況、同和問題や障害のある人の人権、刑を終えて出所した人などに関わる人権問題についての課題整理を行いました。すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現し、すべての人に寛容で包摂する「共生社会」を確立するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の取組みは、ますます重要性を増しています。

そこで、「桜井市人権施策に関する基本計画」の理念及び人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢を継承し、また、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの人権諸施策の成果と課題を引き継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針である「桜井市人権施策に関する基本計画」の改定版を策定するものです。

2 基本理念

人権とは、すべての人々がかけがえのない存在として、自由と生存を保障され、豊かで幸福な生活を求めることができる権利です。本「基本計画」においては、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

この基本理念の実現を目指して取り組むにあたり、次のような視点に配慮することが大切です。

（1）豊かな自尊感情を育む取組み

自尊感情とは、自分自身を大切な存在であると感じ、肯定的に受け入れようとする感情をいいます。一人ひとりが短所も含めたありのままの自分を素直に受け入れるよ

うになれば、他者に対してもありのままを受け入れることができ、差別や排除を回避することができます。

また、自分自身を肯定的に受け止めることによって、困難に直面したときでも、解決に向けて主体的に行動することができます。

そのような観点から、自尊感情は人権尊重の精神を培う上で、基礎となる感情といえます。すべての市民に豊かな自尊感情を育むことを目指して、積極的な取組みを進めていくことが重要です。

(2) ちがいを受け入れ、学びあう人間関係づくりの取組み

人は、思想・信条、年齢、性別及び性的指向※5・性自認※6・性別表現※7、身体、学歴、出身(地)、文化・風習、言語など、さまざまな「ちがい」を持って生きています。しかし、私たちの社会ではこれらの「ちがい」を尊重することなく、同質化を求めたり、人を排除したりすることも少なくありません。

だれもが豊かに生きていくためには、それぞれの「ちがい」をありのまま受けとめ、尊重し合う関係を築いていくことが大切です。「ちがうからこそ、豊かになれる」ということを身近なくらしの中から創り出していくことが求められています。

(3) 存在価値を実感できる取組み

人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭、職場、地域などさまざまな場面で、人間関係を保ちながら生きています。そのかわりの中で自己の存在を自覚し、「ともに生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感を持つことができます。それは生きがいとなり、自己実現※8に通じるものです。

身近なボランティア活動や「まちづくり」などに積極的に参画し、社会とのつながりを確かなものにして、一人ひとりが「ともに生きる」存在として自覚できるように取組みを進めることが大切です。

(4) 生活の質(QOL)を高める取組み

今日の社会では、何を大切に、どのように生きていこうとしていくのかが問われるようになりました。一般的に「生活の質」(QOL)といわれている考え方で、一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かにしていくという概念です。

生活の質を問い直す上で重要なテーマとして「持続可能な地域づくり」という観点から、地域ぐるみで取り組むことが求められます。

一人ひとりが、生活の質を問い直し、豊かに自己実現を図っていく視点を、環境にも配慮しながら今後のまちづくりに生かすことが求められます。

3 基本計画の位置づけ（性格）

(1) 基本計画は「桜井市民憲章」「桜井市人権擁護に関する条例」「第6次桜井市総合計画」「桜井市教育大綱」等を踏まえ、今後10年間の人権施策の基本的方向を示すものであり、市のさまざまな施策の推進にあたっては、この基本計画を尊重することとします。

(2) この基本計画の策定及び推進をもって「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

(3) この基本計画は2032（令和14）年度を目標年次としますが、社会情勢の変化等によって必要に応じて見直しを行うものとします。

4 人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

地方自治体は、日本国憲法の「平和主義」「民主主義」「基本的人権の尊重」という基本理念を地域において具体化する役割を担っています。特に基本的人権の尊重は、住民の日常生活に直結した課題であり、社会情勢の変化等に対応した取組みが求められます。

行政は、住民の生活から生起するニーズに対して、住民の信託に基づき、住民の協力を得ながら応えていく責任があります。すべての行政施策は住民生活に関係したものであることから、これを的確に推進していくことは住民の福祉を増進させ、人権を尊重し、擁護していくこととなります。

①あらゆる施策を人権尊重の視点から進める

本市では、日常の業務はもちろんのこと、あらゆる施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権の視点にたった積極的な行政の推進に努めるよう、どの部局においても人権尊重の理念を反映しながら業務を遂行していきます。

②すべての職員が人権教育・啓発の主体を担う

すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現を図っていく人権教育・啓発の指導者としての役割を持っています。そのために、職員自らが自己研鑽に努め、人権意識の醸成に努めるとともに、業務の中で改善が必要な場合は、問題提起を行うなど主体的に取り組めます。

また、人権尊重の理念が地域社会の中で具体化されるように、職員は市民への奉仕的な立場にあることやリーダー的な存在であることを自覚し、地域活動に積極的に参画するよう努めます。

(2) 人権教育・啓発の推進

①市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが日々の暮らしのなかで、豊かな人権文化を築くために人権を自分の問題として捉え、主体的に取り組を進めていくことが大切です。

そのためには、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において、日本国憲法、世界人権宣言や人権関係諸条約等の精神や内容について学びを進めるとともに、他者を尊重し、客観的なものの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

桜井市においては、市民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう、学習機会の提供など学習環境の整備に努めます。

②これまでの成果と課題を反映した人権教育・啓発の推進

桜井市の人権教育・啓発は、同和問題に起因する児童生徒の「長期欠席・不就学」問題の解決などを柱にしながら「差別の現実に学ぶ」ことを根底に据えて、すべての子どもたちの教育の機会均等を保障する同和教育の取り組みから始まりました。教育・保育の分野では、1957(昭和32)年に桜井市同和教育研究会が、1981(昭和56)年に桜井市解放保育研究会がそれぞれ結成され、同和教育・保育の推進体制が整えられました。社会教育の分野では、1973(昭和48)年に桜井市同和教育推進協議会が結成され、地域社会における同和教育の取り組みが全市的に始められました。また、1977(昭和52)年には、「桜井市同和教育についての基本方針」、1981(昭和56)年には「桜井市同和保育の指導指針」を策定し、差別を許さない豊かな人権意識を持った人格の形成をめざす本市の教育並びに保育の方向を明らかにしました。

こうした取り組みは、人権教育の国連10年の取り組みによって、国際的な人権の潮流を意識しつつ、さまざまな人権問題の解決をめざす教育や啓発へと発展し、人権侵害

を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図るうえで、大きな役割を果たしました。

「差別の現実に学ぶ」取組みは、子どもたちが現実に抱える教育課題を学校、地域、行政等が共有しつつ、具体的な実践を生みだしてきたということを再認識し、今後の人権教育・啓発においても変わることなく、その根幹とされなければなりません。これまでの取組みによる成果と課題を継承し、今後も人権教育・啓発の積極的な推進を図っていくものです。

③協働の視点を取り入れた人権教育・啓発の推進

今日の多様化・深刻化する人権課題に対応するためには、個別の課題に対する専門的な知識や解決に向けた方策などをできる限り豊富に得ることが必要です。また、多様化する市民のニーズに対して、効果的な取組みを進めるためには、行政だけの取組みでは限界が生じてくるものと考えられます。

今日の動向から、今後の人権教育・啓発の取組みは、さまざまな分野で取組みを展開している個人や団体等との協働※9の営みを創り出すことが重要です。

(3) 人権相談・支援の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人、また、人権問題にかかわって悩み事を抱える人などに対する相談・支援の取組みは、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発と並んで重要な施策です。

今日の社会情勢の変化等に伴い、日常的にさまざまな悩み事や心配事を抱えたり、差別を受けたり、あるいはトラブルに巻き込まれることが少なくありません。「市民意識調査」では、「人権侵害の理由」において、宗教や知的障害を除くすべての項目に回答が寄せられ、多岐にわたっていることが分かりました〈報告書 p34参照〉。その際に相談に応じ、それらを解決に導くよう援助する活動が重要性を増しています。

相談においては、その人が希望をもって生きようとすることを阻む問題について、可能な限り間口を広げて、対応することが大切です。また、一人ひとりの市民が自己実現を図っていくための主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。

そのため、国・県やNPO等の民間団体等との連携・協働を図りながら、相談・支援の取組みを充実させていきます。

第2章 人権施策の推進方向

- 1 人権を取り巻く状況と課題
- 2 桜井市における人権の現況について
－人権に関する市民意識調査結果をふまえて－
- 3 人権教育・啓発の推進
- 4 人権相談・支援の充実

第2章 人権施策の推進方向

1 人権を取り巻く状況と課題

2022(令和4)年は水平社の創立から100年を刻む大きな節目です。現在の社会は、貧困、ロシアによるウクライナ侵攻(戦争)、気候変動による未曾有の災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と感染者等に対する差別や偏見、さまざまな人権問題の顕在化など、多くの困難な問題を抱えており、今こそ「時代の転換点」と位置け、それらに向き合うことが大切です。国連SDGs(持続可能な開発目標)※10等の取組みと連携しつつ、本市としての人権施策の新たな展開と発展を図らなければなりません。

(1) 人為的な要因による気候変動について

現在、温室効果ガスの増加など、人為的な要因による気候変動によって引き起こされる、地球温暖化への懸念が非常に大きくなっています。これまで私たちが経験したことがないような酷暑や頻発する豪雨災害など、地球温暖化がその大きな原因とされ、私たちの生命や財産等が脅かされています。

世界各国はSDGsやパリ協定に基づく気候変動対策を積極的に展開し、日本政府もパリ協定を受けて「地球温暖化対策計画」を策定し、取組みを進めてきました。そして、2020年に政府は「2050年までに温室効果ガスを全体としてゼロにする(カーボンニュートラル)」と宣言しました。私たちの日常生活のありようを点検し、身近なところから環境を守る取組みの推進が求められています。

(2) 公正採用における課題について

企業の採用面接において、本人の能力や適性に関係がない質問を行うことは、公正採用の観点から根絶しなければなりません。1973(昭和48)年、全国で頻発する就職差別に対する差別撤廃運動と同和教育の実践によって「全国高等学校統一用紙」(「統一応募用紙」)が制定されました。本人の能力や適性に関係がない質問を行ったり応募用紙に記入させたりすることは、「統一応募用紙」の趣旨に反し、就職差別につながるもので、断じて許されません。昨年、ある自治体の教育委員会が生徒を対象にした調査において、採用面接の際に「愛読書は？」という質問が急増していることが明らかになりました。厚生労働省は公正採用の取組みに反する問題として企業側の対応を改善するよう求めています。奈良県でも面接において本籍地や住居の所在地、万引きや喫煙の経験等を面接で聞くといった事例が確認されており、公正採用を実現する

ための面接のあり方を繰り返し検証していく必要があります。

(3) 女性の生きづらさと実効性のある自立支援について

2021年版「自殺対策白書」によると、2020年の自殺者数は21,801人で、前年に比べ912人の増加でした。男性は11年連続での減少、女性は約1,000人増で2年ぶりの増加でした。白書によれば、女性の自殺の原因や動機では、コロナ禍の影響もあって「職場環境の変化」「職場の人間関係」などの「勤務問題」が最も増えていることから、働く女性への対策が急務と考えられます。

また、世界で4人に1人以上の女性がDV被害を経験していたとする推計を、世界保健機関（WHO）などの研究チームが2022年2月に発表しました。日本は20%とされています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、さらに増えているとみられ、緊急に解決されるべき問題とされています。

2022（令和4）年、貧困やDVなどに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（「困難女性支援法」）が成立しました（2024年4月1日全面施行）。この法律は、最適な支援を目指す「福祉の視点」を打ち出したものですが、女性の生きづらさを緩和できるよう、実効性をもった取組みとして進められていくことを期待するとともに、このような状況を作らない・作らせない取組みが求められます。

(4) ヘイトクライム※11の根絶に向けた課題について

在日韓国人の女性従業員が、韓国や中国の出身者を侮辱する内容の記事などに対して抗議したにもかかわらず、会社が繰り返し配布した行為を訴えた裁判で、配布文書が「ヘイトスピーチ解消法」の「不当な差別的言動」と認定したことや、差別的な思想を広げない職場環境を作る配慮義務に違反し、女性の「人格的利益」を侵害したとして、2021年11月、会社側に賠償を命じる判決を下しました。

また、2021（令和3）年8月に起きた京都府宇治市の在日コリアンが集住しているウトロ地区※12や、名古屋市の韓国関連施設への放火事件で、京都地裁は「在日韓国・朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感に基づく独善的かつ身勝手な犯行」とし、被告に対して求刑通り懲役4年を言い渡しました。被告の行為は明らかに、人種や民族など特定の属性を持つ人々への差別排外によるヘイトクライム（憎悪犯罪）です。

こうしたヘイトクライムや差別・排外を解消していくための取組みとして、「差別禁止法」制定への働きかけをはじめ、「在日」の人たちや外国籍市民との日常的な交流

や協働の取組みの充実が求められます。

(5) 性の多様性を尊重する社会をめざして

性のありようは多様で複雑です。自分の性別をどう認識しているか(性自認)、どの性別に魅かれるか(性的指向)、そして、自分らしいと思う表現も様々です。自分の性についてどう認識し、誰とどのように人間関係を築いていくかということは、自分の生き方や生活・人生に大きくかかわる大切な要素です。

しかし、現在の日本社会では「人は、見た目の男か女かであり、好きになるのは異性である」などの性別に関する固定観念が根強く、性的マイノリティ(性的指向・性自認・性別表現等において、多数とは異なる性のありようを持つ人たちの総称)は「想定外」とされています。また、性的マイノリティに対し、自己の忌避意識を公然と表す人々がいるなど差別や偏見があり否定的な社会であることから、当事者は、自分らしく生活することが非常に困難です。そして、孤独や自己否定に陥る場合があることや、時にはいじめや虐待・暴力を受ける場合もあるなど、命にかかわることもあります。

このように、現在の日本社会では、性的マイノリティの個人の尊厳が傷つけられている重大な人権侵害があります。

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、多様な性への理解を促進し、性的指向や性自認、性別表現などに起因する偏見や差別を解消するとともに、社会環境やシステムを見直していく取組みが必要です。

(6) 貧困の連鎖を断ち切るために

令和2年度「子供の生活状況調査」(内閣府)から「保護者の経済状況や婚姻状況によって、子供は学習・生活・心理面など広い範囲で深刻な影響を受ける」ことや「保護者が経済的に困窮していたり、ひとり親であると、子供が人的資本(成績など)、文化資本(生活習慣など)、社会関係資本(相談相手など)を獲得するチャンスが低下する。その結果、子供も大人になったときに、貧困に陥る可能性が高まる」などの状況が見えてきました。

また、社会的な問題となっている「ヤングケアラー」の子どもについて、奈良県教育委員会が2022年に県内の中学3年と高校で調査をした結果、家事や家族の世話を日常的に行っている生徒のうち、その頻度が「ほぼ毎日」、「週に3~5日」と回答した割合が、中学3年では全体の9.7%、高校生では全体の9.0%でした。

こうした深刻な問題を受けて、保護者から子への「貧困の連鎖」を回避するための

支援が急務となっています。

(7) 部落差別の動向と「差別されない権利」の侵害をめぐって

昨今の部落差別の動向については、インターネット上での差別的な書き込みやその拡散、同和地区問い合わせ事案、結婚に際する忌避意識の露呈などといった問題があります。市町村人権・同和問題「啓発連協」がまとめた「奈良県内差別事象調査一覧」によると、2021年内の部落差別事象は104件で、そのうち80件がインターネットへの書き込み、メールでした。同じく差別事象の形態では、インターネットへの書き込み、メールのすべてが部落差別に関するものでした。

また、栃木県の行政書士が戸籍等の不正請求に関与し、探偵業者から多額の報酬を得ていた事案が発覚しました。奈良県内でも調査の結果、不正に取得されたケースが29件に上ることが確認されています。本市では、同行政書士による不正取得は、庁内の調査において確認されませんでした。捜査機関は奈良県内で42件の不正取得があったとしています。

『全国部落調査』※13復刻版出版事件裁判の判決で、昨年9月、東京地裁は「『全国部落調査』の公表により結婚や就職で差別を受ける恐れがある」と述べ、復刻版の出版差止めとインターネット上でのデータ配布禁止や二次利用の禁止、原告235人のうち219人に対して合計488万円の損害賠償を命じました。しかし、原告の「差別されない権利の侵害」という主張は認められませんでした。「差別されない権利」は憲法14条や「人種差別撤廃条約」の規定からもすべての人に保障されている権利であり、その侵害を看過することはできません。今後は「差別されない権利」の重要性を広く共有することが大きな課題です。

(8) 国際的な人権の潮流にそった施策の推進

2022(令和4)年8月、政府は、国内外から厳しく批判されている外国人技能実習制度※14の見直しを公表しました。実習生を受け入れる企業側の人権侵害や法令違反が後を絶たないためです。技能実習制度は、技術や知識を母国の発展に生かす制度として1993年に創設されました。しかし、労働者としての権利保障が不十分なケースが多く、実習生の失踪者が年4,000人近くに上り、法令違反率が8割に達する事態が生じていることが明らかになりました。その背景には、仲介業者や雇用主側が実習生を「安価な労働力」と見なすなど、外国人に対する差別意識があるものと考えられます。

また、以前から日本の難民政策などに対して、国際的には厳しい批判があり、大きな問題となってきました。難民支援関係者から「ウクライナ避難者と他国から避難し

第2章 人権施策の推進方向

た人との扱いが不平等すぎる」との声も聞かれます。現在の技能実習制度の根本的な見直しと、難民政策の改善・充実を実現していくことが重要です。

遺骨の返還をめぐる問題については、アイヌの人々が、先祖の遺骨が過去に研究目的のために盗掘されたことを訴え、失われた遺骨を速やかに返還するよう求めてきました。遺骨については、2007年採択の「先住民族の権利に関する国連宣言」において返還の権利を定めていますが、アイヌ民族をはじめ沖縄の人々の先住民族としての願いは未だ実現されていません。

さらに、2022年9月、国連の障害者権利委員会は日本の取組み状況を初めて審査し、障害者の強制入院や、分離教育をやめるよう要請する勧告を公表しました。

日本は国際社会の一員としての自覚を持ち、国際的な人権の潮流にそった施策の推進が求められています。

2 桜井市における人権の現況について

－人権に関する市民意識調査結果をふまえて－

(1) 大切にされていると実感できる地域づくりのために

現代社会においては、社会的孤立という問題が顕在化し、さまざまなかたちで私たちに影響を及ぼしています。時にそれは、他者からの差別排除の対象となったり、反対に孤立した人が他者を排除することになったりします。また、孤独死や自殺に至ることも少なくありません。社会的孤立という問題をどのように克服していくのか、「市民意識調査結果」を踏まえて、今後の人権施策の重要な柱として、人権教育・啓発、相談・支援を軸に充実した取組みを構築することが重要です。

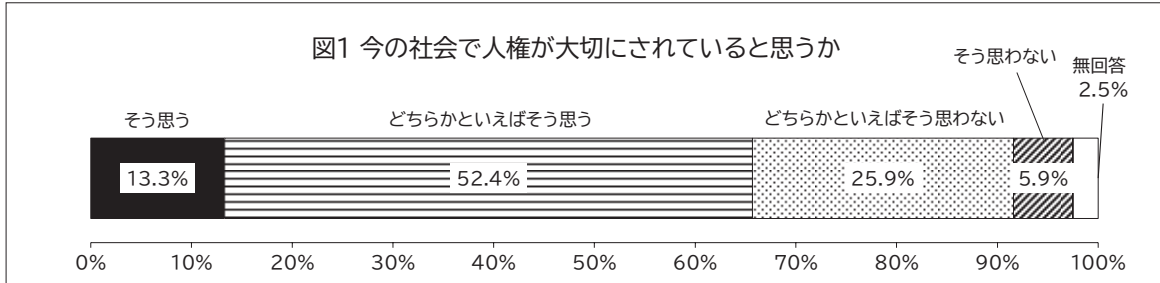
「市民意識調査」では、まず「今の社会で人権が大切にされていると思うか」という質問に対して、「大切にされている」と肯定的な意見を示した人は65.7%であったのに対して、「大切にされていない」とする意見は31.8%でした(図1)。「前回調査」結果では過半数が否定的意見を示したことから、全体的には「人権が大切にされている」という実感を持つ市民が増えていると考えられます。一方で約3割の否定的意見を看過することはできません。

また、「日常生活の暮らしにくさ」について尋ねたところ、「いざというときに助け合える人間関係がない」が「前回調査」より8ポイント少ないとはいえ、22.7%を占め、年齢層では40歳以上が多くなっています。さらに、「家計にまったく余裕がない」が2割を占めました(図2)。

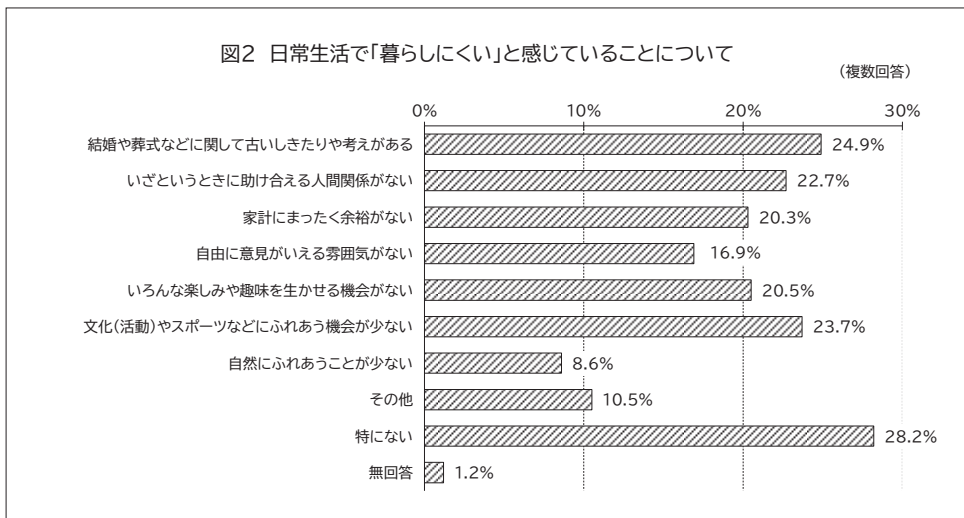
格差社会で経済的に困難を抱える人や、孤独感を抱えた高齢者が地域の中で、希望

を見出せるような施策の確立を実現していく取組みを通じて、すべての人が「大切にされている」と実感できる地域づくりが求められています。

【図1】



【図2】



(2) 豊かな自尊感情の醸成を

「自分はかけがえのない大事な存在だ」と思える気持ちのことを「自尊感情」(セルフエスティーム)といいます。欠点や短所もまるごと受けとめ、自分らしさを好きになり、身近な人間関係のなかで自分を価値ある存在として思えるようになることです。それは他者の存在をも認めることにつながり、また、これから先におとずれるかもしれない困難さえも乗り越えられる自信となり、生きていく上で最も大切な感情であるといわれています。

「市民意識調査」では、自尊感情の平均値が14.35で、平均値を上回ったのは年齢別にみると70歳以上でした。また、30歳代以下では14.00に満たない状況でした。

若年層の自尊感情に関連して、内閣府が平成30(2018)年度に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(13~29歳)結果では、自尊感情と関連すると思

第2章 人権施策の推進方向

われる「自分への満足感」（「私は、自身に満足している」）に注目するために、今回の調査における各国の自分への満足感の平均値（4点満点）を算出しました。その結果、他国の平均値がほぼ 3.00 以上であるのに対し、日本の平均値は 2.31 と際だって低い値を示しています。

本市における若年層の自尊感情をどう高めていくのか、今後、さまざまな分野での取組みにおいて、この課題について検討を加え、取り組むことが大切です。

（3）権利についての学習の充実を

「市民意識調査」結果では、「個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある」という意見に対して、肯定的意見と否定的意見は拮抗する結果となりました（表1）。関連して「個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ」に対して、6割以上の市民が肯定的意見を示しました（表2）。実際の地域活動などにおいて、個人の努力や貢献がその支えとなっている状況を排除できないことから一定の理解はできますが、大切なことは、個人の権利が全体の利益のために脅かされたり損なわれたりすることがあってはならないということです。

行政はその施策を通じて、市民の基本的な人権を具現化する役割を担っています。今回の調査結果を受けて、市民が権利について認識を深めるための学習を充実させることが大切です。

【表1】

		問5E 個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある					
		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答	計
総数	度数	69	246	287	89	32	723
	%	9.5%	34.0%	39.7%	12.3%	4.4%	100.0%

【表2】

		問4G 個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ					
		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答	計
総数	度数	139	345	153	60	26	723
	%	19.2%	47.7%	21.2%	8.3%	3.6%	100.0%

（4）差別についての認識を深めるために

差別に関して一般的に「差別する人だけでなく、差別される側にも問題がある」と

いった意見を耳にすることがよくあり、かなり根強い考え方であると言えます。「市民意識調査」においても、肯定的意見と否定的意見が拮抗しており、そうした傾向が見て取れます（表3）。

しかし年齢別に結果を検証していくと、20歳代以下～60歳代までは、40歳代を除いて、否定的意見が肯定的意見を上回り、30歳代以下では、否定的意見が6～7割を占めています。

差別は差別を「する側」の都合によって生じるものであって、決して「される側」の問題ではありません。仮に差別を「される側」にまったく問題がなかったとしても、差別は生じることがあることを認識することが大切です。

この質問と関連して、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」に対しては、9割ほどの人が否定的意見を示し、肯定的意見については1割にも満たない結果でした（表4）。これまでの本市における人権教育や人権啓発の取組みの成果であると考えています。

【表3】

		問5K 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある					
		どちらか さう思う	どちらか といえ さう思 う	どちらか といえ さう思 わ	さう思 わ ない	無回答	計
総数	度数	79	277	214	121	32	723
	%	10.9%	38.3%	29.6%	16.7%	4.4%	100.0%

【表4】

		問5L 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない					
		さう思 う	どちらか といえ さう思 う	どちらか といえ さう思 わ	さう思 わ ない	無回答	計
総数	度数	12	45	280	360	26	723
	%	1.7%	6.2%	38.7%	49.8%	3.6%	100.0%

（5）人権侵害の状況と異議申し立ての重要性について

今回の「市民意識調査」では、最近5年間で人権が侵害されたと思ったことが「ある」人は12.7%、「ない」人は86.7%でした。「ある」人について女性は男性の2倍となっています（表5）。また、人権侵害の程度を「1」～「10」の10段階で尋ねた結果、最多となったのは「5」でした（図3）。全体としては軽度の侵害と受け止めていることがわかります。これについても性別比較すると、男性は「5」が最多で、「7」と続くのに

第2章 人権施策の推進方向

対して、女性は「3」が最多で「5」と続きます。さらに平均値から見ていくと、全体の平均値が4.80で男性は5.28、女性は4.56となり、人権侵害の「ある」人については、女性は男性の2倍になっていますが、侵害の程度から、男性の方が、自分が受けた侵害を女性よりも重く受け止めていることがわかります。

人権侵害の理由に関しては、「女性であること・男性であること」が最多で、「理由はわからない」「職業」「学歴・出身校」と続きます。最多となった「女性であること・男性であること」を性別に見ると、「選択しない」が28.6%、女性16.1%、男性は「0」でした。性差別を女性の方が男性よりも敏感に受け止めていると推測できます。

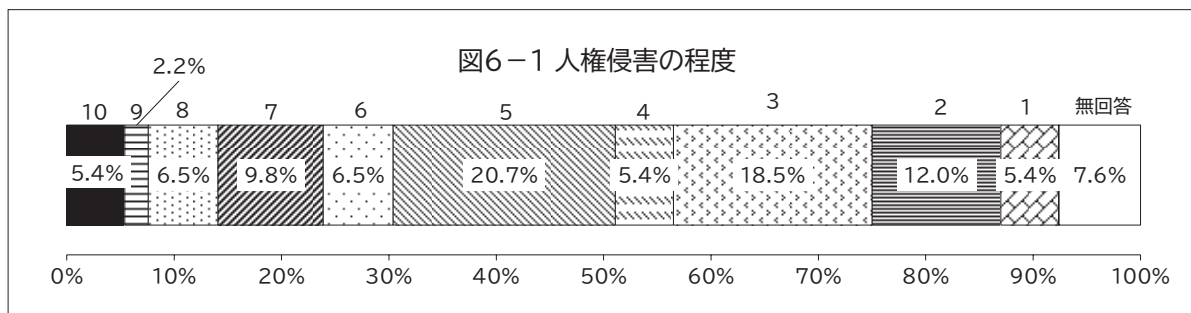
人権侵害への対応について、「黙って我慢した」が最多で、「無視した」と続きます。これらの回答に「逃げた」を加えた消極的な対応が、「相手に直接抗議した」「対抗措置をした」「訴えた」の積極的な対応を大きく上回っています（図4）。

異議申し立ての重要性について認識を深め、技能や態度を教育や啓発、相談・支援の取組みを通じて身につけていくことが重要です。

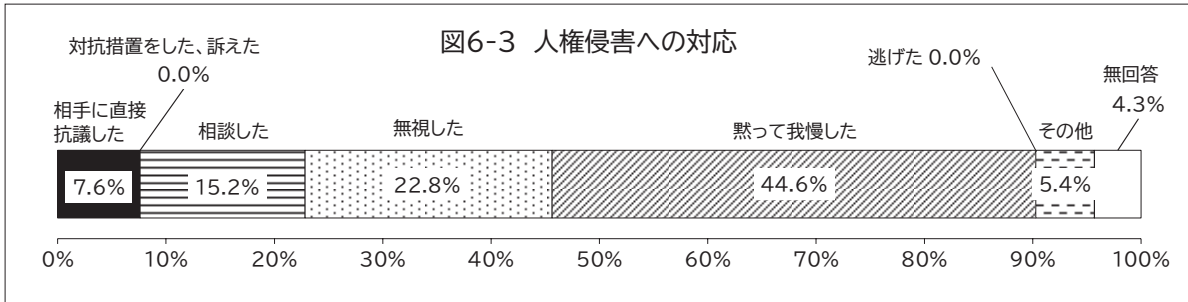
【表5】

問6 最近5年間で自分の人権が侵害されたと思っ たことがありますか		ある	ない	無回答	計
総数	度数	92	627	4	723
	%	12.7%	86.7%	0.6%	100.0%
性別 男性	度数	20	241	1	262
	%	7.6%	92.0%	0.4%	100.0%
女性	度数	62	348	2	412
	%	15.0%	84.5%	0.5%	100.0%
選択しない	度数	7	21	1	29
	%	24.1%	72.4%	3.4%	100.0%

【図3】



【図4】



(6) ボランティアの経験と社会活動との関わりについて

ボランティア経験の有無と社会活動との関わりについて、「市民意識調査」では、障害者や高齢者の自立支援などのボランティア活動への参加経験と、「みんなで協力すれば、今の世の中を変えることができる」という質問結果との相関関係をクロス集計によって検証しました(表6)。その結果、ボランティア経験のある人の方が、ない人よりも「みんなで協力すれば、今の世の中を変えることができる」と答えた人が多くなりました。ボランティアとして活動している人たちは、協力することや助け合うことを実感として重要であると認識し、また、目の前の課題に対して、前向きな思考を持ち、取り組む意欲を備えているのだと考えます。

今後はこの検証結果を踏まえ、施策において、さまざまな社会問題に関わるボランティア活動が可能となるよう企画し、その活動の広がりや充実を図っていくことが重要です。

【表6 クロス集計表】

問9ボランティア体験の有無×問4みんなで協力すれば、今の世の中を変えることができる

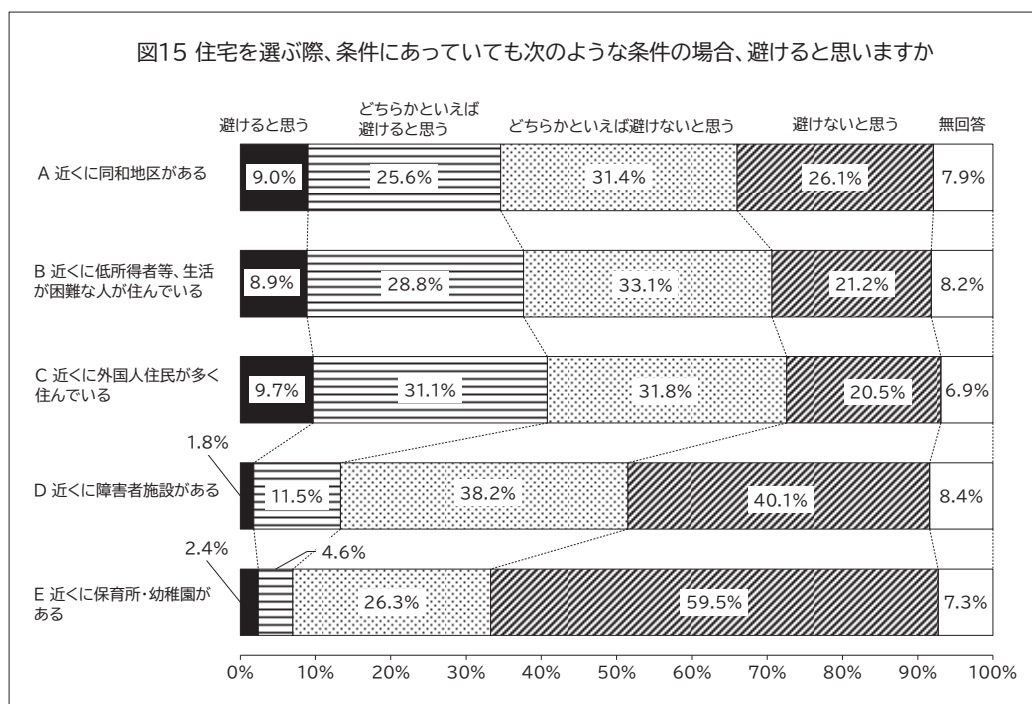
		問4N みんなで協力すれば、今の世の中を変えることができる-今の社会について				
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	そう思わない	合計
問9 あなたはこの1年間で、障害者や高齢者の自立支援などのボランティア活動に参加した経験はありますか	ある	度数 58 45.3%	51 39.8%	16 12.5%	3 2.3%	128
	ない	181 32.0%	258 45.7%	89 15.8%	37 6.5%	565
合計	度数	239	309	105	40	693
	問9 あなたはこの1年間で、障害者や高齢者の自立支援などのボランティア活動に参加した経験はありますか	34.5%	44.6%	15.2%	5.8%	100.0%

(7) 忌避意識を克服するために

家を購入したり、マンションを借りたりする場合、条件が希望通りでも「避けたいと思う」条件があるものと思われます。「市民意識調査」においては、「近くに同和地区がある」「近くに低所得者等、生活が困難な人が住んでいる」「近くに外国人住民が多く住んでいる」「近くに障害者施設がある」「近くに保育所・幼稚園がある」の5例をあげて尋ねました。「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の割合が高いのは、「近くに外国人住民が多く住んでいる」「近くに低所得者等、生活が困難な人が住んでいる」「近くに同和地区がある」でした(図5)。

しかし、これらの条件については、「避けないと思う」「どちらかといえば避けないと思う」の割合がすべて半数を超えていることから、選択肢にはない条件が優先されているのではないかと考えられます。さらに、忌避意識が強く表れた3項目について年齢別に見た結果、50歳代以下でその意識が強いことから、住宅購入を現実的に捉える年齢層で忌避意識が強く表れているものと考えられます(表7)。

【図5】



【表7】

「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の合計			
	近くに同和地区がある	近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	近くに外国人住民が多く住んでいる
20歳代以下	45.3%	50.9%	37.7%
30歳代	43.8%	56.3%	43.8%
40歳代	39.3%	44.0%	47.6%
50歳代	45.4%	47.9%	51.3%
60歳代	29.3%	33.6%	37.1%
70歳代	26.8%	28.0%	33.3%
80歳以上	23.2%	17.4%	39.1%

このような忌避意識の解消に向けて、近年注目されているのが「接触仮説」※15です。地域社会における部落内外の住民が、共通する課題に対してともに取り組み、それが地域社会の中で位置づいていくように進めていくことが重要だと考えます。例えば、子育て、子どもの貧困、防災活動、環境保護、高齢者や障害のある人などの孤立を防ぐ活動など、部落内外に共通して存在する問題の解決や、文化的活動や、健康づくりなどにおいて、共同して取り組める条件を整え、交流を重ねていくことが有効だと思われます。

(8) さまざまな人権問題についての考え方と課題について

- ①「子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある」という考え方について、肯定的な意見が6割以上を占めました(表8)。年齢層で見えていくと、30歳代以下では40%台で、年齢が上がるにつれて上昇しています。社会には権利について学習すると、わがままな人が増えるといった考え方がありますが、「権利」と「わがまま」を判断する力を養うことが権利学習であり、私たち大人の権利認識を深めていくことが大切です。

【表8】

問5F 子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある							
		どちらか さう思う	どちらか といえ ばさう 思う	どちらか といえ ばさう 思わ ない	無回答	計	
総数	度数	168	300	166	60	723	
	%	23.2%	41.5%	23.0%	8.3%	100.0%	

第2章 人権施策の推進方向

- ②「精神に障害がある人に対しては、なんとなく不安を感じる」という考えについて、7割以上の方が肯定的な意見を示しました（表9）。しかし、精神に障害がある人にとっては、地域での人との出会いと交流が重要な支援であり、先の「接触仮説」も参考にして豊かな出会いと交流を図っていくことが求められます。

【表9】

		問19G 精神に障害がある人に対しては、なんとなく不安を感じる					
		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答	計
総数	度数	142	412	93	38	38	723
	%	19.6%	57.0%	12.9%	5.3%	5.3%	100.0%

- ③「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」という考えについて、肯定的な意見は7割以上を占めています（表10）。行政の毅然とした態度という点では、大阪市は条例に基づいて、ヘイトスピーチを繰り返し行った人の「ハンドルネーム※16」を公表した事例があります。これに対して憲法に違反するか否かが問われた裁判が行われましたが、大阪市の行為は違反しないという結果が出されました。

【表10】

		問19I 国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある					
		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答	計
総数	度数	269	280	95	27	52	723
	%	37.2%	38.7%	13.1%	3.7%	7.2%	100.0%

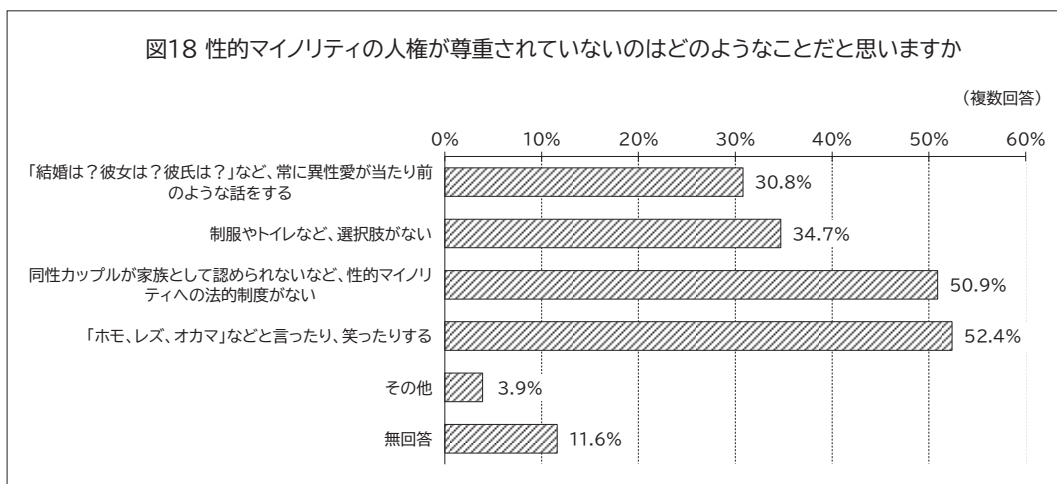
- ④「刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある」という考えについて、8割以上の肯定的意見が寄せられました（表11）。刑法犯は2016年に戦後最小値を示し、年々減少傾向にある一方、法務省の令和3年版犯罪白書によると、令和2年の再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は49.1%と過去最悪となりました。このことから、国は、誰ひとり取り残さない「共生のまちづくり」を掲げており、1でも述べたように、一人ひとりが「大切にされている」と実感できる施策の確立と具体化が急務です。

【表11】

問19M 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある							
		どちらか と思う	どちらか といえば と思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答	計
総数	度数	229	359	71	23	41	723
	%	31.7%	49.7%	9.8%	3.2%	5.7%	100.0%

⑤ LGBTQ など、性的マイノリティの人権が尊重されていないと思われることを尋ねた結果、「『ホモ、レズ、オカマ』などと言ったり、笑ったりする」が52.4%、「同性カップルが家族として認められないなど、性的マイノリティへの法的制度がない」が50.9%と比較的多くなっていますが、「結婚は？ 彼女は？ 彼氏は？」など、常に異性愛が当たり前のような話をする」が30.8%、「制服やトイレなど、選択肢がない（戸籍上の性別にあわせるしかない）」が34.7%と低くなっています（図6）。アンケートにある項目は、当事者にとって生活や人生に関わる問題です。また、傷つける意図がなく一見些細なことに見えても、相手が「否定された」「いないことにされた」と受け止めたり、傷ついたりする可能性があります。性的指向・性自認・性別表現等多様な性への理解が促進されることにより、性別に関する固定観念や偏見・差別の解消と、すべての人の尊厳が大切にされる社会の実現に向けた取組みが必要です。

【図6】

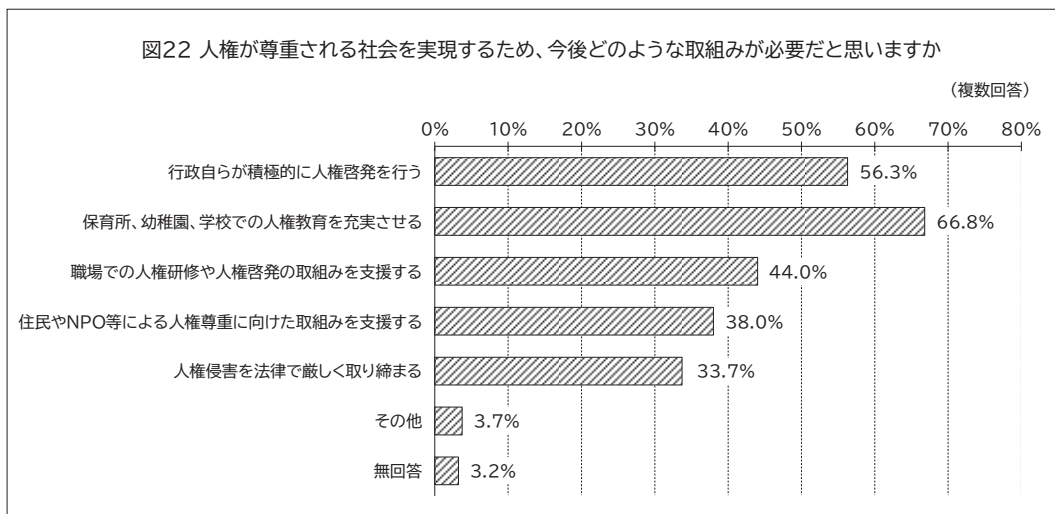


(9) 桜井市において今後必要な取組みについて

人権が尊重される社会の実現に向けて、今後必要となる取組みについて尋ねたところ、「保育所、幼稚園、学校での人権教育を充実させる」が6割以上を占め、「行政自

らが積極的に人権啓発を行う」は5割以上となりました（図7）。

【図7】



本市の人権教育・啓発の充実に期待が寄せられている状況です。

「前回調査」においても同様の傾向であり、教育・保育、行政の責任の重さを認識しなければなりません。同時に、地域社会がどのような役割を果たすのかという視点を明確にする必要があると思われます。

そのためにも、学校や保育所、幼稚園における人権教育の課題の明確化、行政啓発に対する関心を高めるなどの工夫が必要です。

3 人権教育・啓発の推進

人権教育、人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と定義されています。

人権教育・啓発が目指すものは、市民が身近な人権問題に気づき、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身につけていくための環境や条件を整備し、差別意識の解消を図り、人権が尊重されるまちづくり、社会づくりにつなげていくことです。

「市民意識調査」では、「日常生活の暮らしにくさ」を尋ねた結果、「いざというときに助け合える人間関係がない」と回答した人は少なくありませんでした（報告書 p11 参照）。また、自分が人権侵害を受けたときに、相手に抗議をしても何も変わら

ない、するだけ無駄といった気持ちになった人がいたことも明らかになりました〈報告書 p38参照〉。さらに、「人権が尊重される社会の実現に向けた必要な取組み」を尋ねた結果、「保育所、幼稚園、学校での人権教育を充実させる」「行政自らが積極的に人権啓発を行う」が多くを占めました〈報告書 p73参照〉。

こうした動向を踏まえ、人権教育・啓発の推進にあたっては、これまで取り組んできた課題をはじめ、新たに浮上してきた課題など、さまざまな人権問題の固有の課題を踏まえた上で、それらの根底にある共通の課題を見極めて、総合的・有機的に推進することに努めます。

また、日常生活の場面で一人ひとりの「ちがい」を認め合う、豊かな人間関係づくりが重要な課題となっています。「差別の現実学ぶ」ことを原点に、その現実をしっかりと捉え、市民のニーズを的確に把握しながら、行政・教育・関係団体等が連携して効果的な取組みを進めるよう努めます。

(1) 人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、市民が自らの権利を行使する意識をもち、他者に対して公正であり、その人権を尊重することの重要性を認識し、さまざまな人権課題について学ぶことにより、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められます。

「市民意識調査」では、「同和問題や人権問題に関する学習経験」において、多くの市民が義務教育段階で学んだという回答結果が出され、学校での授業の重責が再確認できました。一方で、学校を卒業してから学んだ人は少なく、社会教育における学習の機会が十分ではない状況が明らかになりました〈報告書 p43参照〉。生涯にわたって学びを継続する条件整備に努めていくことが大切です。

その際、法の下での平等、個人の尊重、寛容性や協調性といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権課題の解決をめざす個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことを踏まえて、その推進に努めます。

今後は、奈良県教育委員会が策定した「人権教育の推進についての基本方針」及び「新しい人権教育推進プラン」等を踏まえ、あらゆる場において人権教育を計画的・効果的に推進していきます。

① 学校・就学前教育における人権教育の推進

ア 教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校・就学前教育におけるすべての活動を通じて、すべての子どもたちに人権

尊重の意識を育み、高めていく取組みを推進します。そのためには、教育活動の場において人権尊重の精神が貫徹されていることが重要です。教職員・保育士と子ども、及び子ども同士の人間関係において、すべての子どもたちが安心でき、自尊感情を育む環境づくりに努めます。

また、教職員・保育士等の存在自体が重要な教育環境であることから、その資質及び人権意識の高揚を図るため、自主的な研修を推奨するとともに、各学校・教育委員会・社会福祉事務所において研修の機会を計画的に確保します。

そして、子どもの実態や学校園所・地域の課題に基づき、人権教育の年間計画や推進体制を整備します。さらには、管理職や人権教育推進の要となる教職員・保育士がその役割の重要性を認識するとともに、全教職員・保育士がそれぞれの力量を生かしながら組織的に取り組み、検証しながら、指導方法等の改善・充実を図っていきます。

イ 学ぶ意欲の向上と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が基本的人権である」という認識のもと、すべての子どもたちに学ぶ意欲を喚起し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導に努めます。

就学前からのさまざまな生活体験を通して学力・学習の基礎を育てるとともに、児童生徒の実態に即した「わかる授業」の工夫や学習習慣の確立に取り組み、多様な進路選択ができる力や生涯にわたって自ら学ぶ意欲と力の基礎を培います。

また、一人ひとりの子どもたちが主体的に課題を発見し、目標を持って学習に取り組めるよう、教育活動全般を通じて自尊感情を育む取組みを進めます。その支援や指導の手立てなどについて、研究授業の取組みや先進的な資料に基づく研究活動を進め、教職員や保育士の指導力の向上を図っていきます。

ウ 人権についての学習の工夫と改善

生命、寛容性や自尊感情、協調性などについての普遍的課題、さまざまな人権の解決についての個別的課題の両者に関わる学習を通して、子どもたちに豊かな人権意識を培います。また、貧困、気候変動、高度情報化等、現代社会が抱える問題に対応した人権教育の効果的な指導方法の開発に努めます。

また、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園・こども園においては、他者を尊重し生命となかまを大切にすることを養うための指導内容を充実させ、「人権を大切にする心」を育てる取組

みの推進に努めます。

一方、児童・生徒によるいじめや障害者差別につながる発言等の背景には、自分とは異なる言動をする人を排除する考えや、他者を受け入れない偏狭な価値観が存在すると考えられることから、自己肯定感や互いの「ちがいを豊かさ」と捉えられる感性を培う取組みを進めます。

さらに、人権についての知識を高めるだけでなく、自他の人権を尊重する態度や技能を身につけられるよう人権教育学習資料『なかまとともに』等を活用して、学習活動や指導方法の工夫・改善に努めます。

エ 家庭・地域社会との連携及び幼保小中の連携

子どもたちに人権尊重の精神や態度を養うためには、学校・園・所、家庭、地域社会がそれぞれの役割を認識し、互いに連携して取り組むことが必要です。また、人権教育を効果的に進めるためには、学校・園・所での人権学習を損なうことのないような家庭・地域社会の基盤づくりが求められます。家庭や地域社会に対して積極的に啓発し、多様な取組みを展開していきます。

また、保育所・こども園・幼稚園・学校が校種を越えて連携を深め、それぞれの取組みの成果や課題を認識しつつ、継続的な人権教育を推進します。

②社会教育における人権教育の推進

ア 家庭教育の充実

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。そして、地域社会と同様、私たちの生活の基礎を担うところです。しかしながら、地域とのつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学ぶなど、家庭を支える環境が大きく変化しており、家庭教育の力の低下が指摘されています。

そのような家庭状況のなかで、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり※17等の深刻化など諸問題が山積している状況です。また、高齢者の介護放棄、ドメスティック・バイオレンス、近年ではヤングケアラー※18という問題も顕在化しており、人間形成における家庭の機能の再生、充実を図ることが重要な課題となっています。

子どもが最初に出会う社会としての環境づくり、将来を見通した家庭教育の重要性、自尊感情を培う上での家庭の役割の大きさなどを再認識し、家庭の教育力

を構築できるよう啓発します。

また、大人自身が人を差別しない・排除しない姿勢を子どもたちに示すことが重要であることから、子育てや家事・育児、介護などについて固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭のあり方などについて、大人も子どもも共に学び合える学習機会の充実に努めます。

さらに、家庭での子育てに対する女性の加重負担・孤立化は、児童虐待にも影響していると考えられることから、子育て支援のための相談活動の充実に努めていきます。

イ 地域社会と学校・家庭との連携

人権という普遍的文化の創造を目指すためには、市民一人ひとりが日々のくらしのなかで、主体的に人権学習に取り組むことが何よりも大切です。人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶのではなく、日常生活において人権問題に遭遇した際に、人権の視点から行動できることを想定した学習内容を整えていくことが重要です。

現代においては、価値観やライフスタイルが多様化し、地域で人々が集う機会が減少するとともに、人間関係が希薄化し、相互扶助の意識が脆弱つつあります。それは、家庭の孤立化にもつながり、学校や地域活動への参加意識を低下させるなど、地域社会の教育力に大きな影響を与えます。

地域の絆、家庭の絆を豊かにするために、人と人が豊かにつながる「人にやさしいふれあいの地域社会づくり」が大切です。

地域社会のあり方や独自のものの見方や考え方は、子どもはもとより、人々の人権感覚の醸成を左右するほどの大きな関わりを持ちます。さまざまな人と出会ったり、多様な価値観にふれたりすることで、他者を尊重する態度や、共に生きていく意欲が身につけていきます。そういった意味において家庭は出発点であり、人と人とのつながりを強め、地域力を高めるという認識が必要です。そのためにも、地域社会における学習活動の拠点として学校の開放を促進し、地域社会の教育力を学校教育に生かし、人権教育の深化・充実に努めます。

ウ 人権教育を進めるための指導者育成

「市民意識調査」では、人権問題や同和問題に関して「学校を卒業してから学んだ」という人は2割で、小学校や中学校、高校・高等専門学校の学校教育と比

較して低い数値となり、社会教育における学習が不十分であるという課題が明らかになりました（報告書 p43 参照）。今後は、関係機関・団体と連携して人権教育を生涯を通じて効果的に推進することができるよう、県教育委員会等との連携のもと国内外の今日的な取組みに関する情報や各種資料の提供に努めます。

また、研究機関・団体等が実施する講座や研修会に積極的な参加を促し、身近な人権問題に気づき、その解決に向けて積極的に行動する指導者の育成に努めます。

エ 地域社会が一体となった人権教育の充実

人権教育の視点に立った、人と人とのさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築を図ることは今日的に重要性を増しています。「市民意識調査」から、「日常生活の暮らしにくさ」を尋ねた結果、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考え方がある」「いざというときに助け合える人間関係がない」の回答が「前回調査」より減少したとはいえ、2割以上の回答が寄せられました（報告書 p11 参照）。今後は、地域の現状に見合った合理的な生活様式の実現や、相互扶助機能の再生に向けての取組みが重要となっています。

桜井市人権教育推進協議会及び小学校区人権教育推進協議会の活動の充実を図り、「人にやさしいふれあいの地域社会づくり」を目指します。

（2）人権啓発の推進

人権啓発は、その内容はもとより、実施の方法においても、幅広く市民の理解と共感を得られるものであることが大切です。とりわけ、内容については、さまざまな人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さや多様性の尊重、寛容な社会の実現、貧困問題やヤングケアラー問題の解消など、今日の社会情勢を踏まえた内容を重点とした啓発が重要です。

現在の社会は、人と人とのつながりが希薄になっているといわれ、社会的孤立が深刻化しています。そうした中で人権尊重の意識が社会全体に自然に存在しているという状況を創り出すためには、市民が交流する機会を豊富に与えられ、そこで互いの理解を深め、認め合う心を育むことが大切です。

啓発における内容のテーマ等に工夫を行い、日常生活において実践をともなう人権感覚を培うために、地域に密着した交流を促進するとともに、地域の実情やニーズに応じた人権に関する学習機会の提供に努めます。

①市民への人権啓発

人権啓発は、一人ひとりが互いの人権を尊重する理念や重要性の理解を促進し、

第2章 人権施策の推進方向

日常生活に根付くよう、取組みを進めることが求められています。これまで本市では、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布等、直接的な活動のみならず、効果的な手法を開発する調査研究、あるいは技術向上等の研修に努めてきました。また、企業や民間団体との連携や活動支援等、国民的課題の観点から市民の自主的・自発的な取組みの育成についても努め、一定の成果を収めてきました。

しかし、「市民意識調査」結果では、行政が作成した啓発資料に関しては、人権問題の学習媒体として効果が認められている〈報告書 p44参照〉ものの、人権問題に関するイベント等への参加状況については、「参加したことがない」という市民が圧倒的に多いという結果は大変厳しく、早急な改善措置が求められています〈報告書 p39参照〉。

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受けとめ、理解を深めていくためには、行政主導の知識習得型に偏らず、自由な意見交換ができる環境づくり、さまざまな分野での創意工夫・研究等が必要です。市民の意識変革、差別意識解消を図る上で、啓発活動が重要な分野を占めることから、これらの視点を踏まえた取組みの推進が大切です。

ア あらゆる場を通じた学習機会の提供

すべての市民が、自分自身を生かし、豊かな人間関係の中で充実した生活を送ることができるようにするためには、人権を日常の考え方や価値観、行動に具体的に反映することが必要です。その基盤を担う学習活動をあらゆる場面・機会を通じて展開するよう努めます。

また、その際には多様化するライフスタイルや価値観を考慮した取組みとなるよう、学習テーマや手法、場所・時間帯等について工夫しながら、市民自らが人権について主体的に学べるよう設定します。

さらに、ふれあいセンターや公民館等における活動は、住民の学習目的の共有が図られており、それぞれの学習を通して人権について学ぶことができる大切な場です。身近な素材を活かして地域に密着した学習を構築するために、工夫して提供するよう努めます。

イ リーダー・指導者の養成と参画

人権啓発が効果的に進められるために、地域に密着した関係機関・団体の指導者やリーダーが必要となります。そのため、人権問題に関する研修を充実させます。また、リーダーや指導者については、地域や関係機関・団体、企業、NPO等、さらに女性や若年層などから幅広く人材の確保等に努めます。

これからの人権啓発には、効果的な手法を用いて、多面的な内容で構築することが求められています。効果的な人権学習の手法や、各種専門機関等が実施している講座・研修会の情報を提供し、リーダー・指導者の養成に努めます。

ウ 多様な啓発媒体の活用

人権啓発にあたっては、国内外のニュース、身近な暮らしに焦点を当てた課題、講座やイベント等の事業紹介など、内容を工夫するとともに、広報誌や冊子の発行、リーフレットの配布、ポスターの作成・展示、視聴覚教材の活用など効果的な手法で展開します。

また、市民に人権尊重の重要性を伝えるために、ホームページなど多様な広報媒体を活用して啓発します。

エ 国、県、市町村、関係機関・団体等との連携

「差別をなくす強調月間」(7月)や「毎月11日は『人権を確かめあう日』」「人権週間」(12月4日～10日)などの機会をとらえ、県、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努めます。

また、桜井市人権教育推進協議会等の研究団体や市内で組織されている人権に関わる関係機関やNPO等との連携を図り、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めます。

さらに、法務局、桜井宇陀人権擁護委員協議会や県内の市町村等で構成する奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携強化を図り、啓発に努めます。

②企業等への人権啓発

環境問題や貧困、経済的不平等などの問題を放置すれば経済成長は実現せず、健全な社会を築くこともできないことから、持続可能な社会に向けた取組みを進展させる動きが国際的に広がっています。国連は今、持続可能な発展という課題を「持続可能な開発目標(SDGs)」という国際社会共通の目標として推進し、貧困、健康と福祉、教育、消費・生産、飢餓など17の項目で目標を設け、2030年までに達成するよう加盟国に求めています。

環境など地球規模で深刻化するさまざまな問題とのつながりを考えて経営することは、企業にとっては社会的責任を果たし、事業発展や拡大の好機にもなります。

そうした国際社会の動向も視野に入れながら、本市においてはこれまで、企業等

がその社会的責任（CSR）を自覚し、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう啓発に努めてきました。

また、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、差別のない職場づくり、人権を尊重した社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。現在、職場内ではさまざまなハラスメント※19が顕在化しています。また、障害のある人や外国人に対する排除等の問題を抱えています。非正規雇用が拡大し、その人たちを安価な労働力とみる傾向が進むなど、近年、労働環境が悪化する方向をたどっていると思われます。

企業においては、こうした現実の問題や課題に目を背けることなく、「統一応募用紙」の趣旨や、個々人の「ちがいを尊重し、職務に関係のない性別、年齢、国籍等の属性ではなく個人の成果、能力、貢献などを評価するダイバーシティ※20の理念を重視することが肝要です。

こうした点を留意しつつ、今後も就職の機会均等を確保し、企業自身の人権問題への対応はもとより、企業内の人権啓発の取組みに対する一層の支援が求められています。

ア 企業における人権啓発の推進体制の確立

企業内において、さまざまな人権についての正しい理解と認識を深めるため、推進体制を整え、人権に関する研修会を企画し、計画的に実施するよう啓発します。

イ 企業内人権研修への支援

差別や人権侵害等の解決を図り、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用選考に最も影響力をもつ企業主等が、人権問題に関する正しい認識と理解を持つことが重要であることから、企業主等に対する啓発を行います。

また、職場内でさまざまな人権に関わる問題に対応できるよう、企業内において人権研修を実施する環境を整備するため、研修内容や手法の指導、教材や情報の提供、講師派遣等の支援を行います。

ウ 就職の機会均等の確保

自分の適性や能力に応じて、だれもが自分の希望に沿って就職活動に取り組めることを保障する「就職の機会均等の確保」に向けて、雇用する企業の側が公正な採用選考を行う必要があります。企業が社会的責任を自覚し、「統一応募用紙」の趣旨を踏まえ、個人の能力と適性に基づく公正な採用が行える採用選考システ

ムの確立を図るよう啓発します。

エ 関係団体等との連携

桜井市企業内人権教育推進協議会や桜井市商工会等との連携を図り、企業等における人権研修の取組みを促すとともに、人権研修の実施にあたっては、積極的に支援していきます。

(3) 人権に特にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修

人権に関わりの深い職業に従事している人に対して、人権に関する研修を積極的に行い、人権問題に関する理解と認識を深め、より確かな人権意識を培います。

その際、分野別の人権課題を中心に、それらの認識を深めるとともに、人権問題を総合的に捉える力を養わなければなりません。基本的人権についての理解、また、公正性、相互理解、協調性、自尊感情などの醸成について配慮することが大切です。

また、職種の特性を考慮した内容や方法等によって人権研修を構築することが必要です。日常の業務がどのように人権と関わっているのか、日ごろから課題となっていることなどを踏まえた上で実施していくことが重要です。

①市職員等

市職員は、市民の奉仕者としての自覚と使命感を持ち、常に基本的人権が尊重される社会を行政施策を通じて具現化する責務を負っています。そのため、桜井市人権政策推進本部の職員研修では、人権問題研修を市職員の重点研修として位置づけ、時代の変化に対応した今日的なテーマを設定するとともに、参加体験型学習※21を導入するなど、研修方法等について工夫します。また、関係機関等が主催する研修会に積極的な参加を促します。

②教職員・保育職員

教職員・保育職員は、その言動が子どもに与える影響が非常に大きく、その資質や能力は重要な教育諸条件の一つです。今日の教育課題は多様化しており、課題解決に向けた教育・保育実践を進めるためには、専門的な知識や技能の習得、多岐にわたる情報の収集、家庭との連携の充実などが求められることから、それらを考慮した研修を設定するなど、創意工夫に努めます。

また、桜井市人権教育研究会や桜井市人権保育研究会など、関係団体と連携しながら実践交流を柱として資質の向上を目的とした研修会を計画的・継続的に進めます。

③消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守る職務の特殊性から人権に深く関わる職務を負い、人権を尊重した行動が求められます。特に、災害時や緊急現場における関係者への対応等においてさまざまな場面を想定し、人権に配慮した行動が求められます。

④医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、医療技術者等、あらゆる医療・保健関係者は、人々の健康と生命を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては個人情報保護やインフォームド・コンセント※22の確立等、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められます。

そのため、患者や家族と接する機会の多い職員や病院ボランティア等を含む医療・保健関係者の人権問題に対する理解と認識を深めるよう啓発を行います。

⑤福祉関係者

高齢者、子ども、障害のある人などが入(通)所する社会福祉施設の職員、社会福祉協議会職員、地域における福祉相談窓口となる民生・児童委員、介護業務に携わる介護認定調査員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどの福祉関係者は、対象となる人が社会的に弱い立場にあるため、個人の人格の尊重と秘密の保持及び公平な処遇などきめ細やかな配慮が必要とされています。

そのため、それぞれの専門的研修の中に高齢者、障害のある人、生活困窮にある人などの人権に関する研修を組み入れるなど、各種研修会の内容をさらに充実させることにより、福祉関係者の人権意識の一層の高揚を図ります。また、社会福祉法人、福祉関係企業に対しては、桜井市企業内人権教育推進協議会等と連携しながら人権研修を実施するよう指導・助言に努めます。

⑥各種団体職員等

各種団体職員は、直接市民と接する機会が多いことから、市民とのつながりが深く、市民のリーダー的存在として、各種研修を通してきめ細かな人権感覚を身につけていく必要があります。そのため、桜井市企業内人権教育推進協議会などの関係機関と連携して研修を進めます。

4 人権相談・支援の充実

人権相談は、憲法によってすべての人に保障されている基本的人権を擁護し、あわせて人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。

市民が人権に関するさまざまな問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動ができる体制を整えるとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組みの充実を図るなど、相談・支援に関する施策の充実に努めます。

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また救済・保護を必要とする人の状況もさまざまです。

現在、桜井市では人権全般及び各種個別問題に対応する相談窓口をそれぞれ設け、問題解決に努めています。「市民意識調査」結果によると、最近5年間で人権が侵害されたことが「ある」と思う人は12.7%、「ない」人は86.7%でした〈報告書 p32 参照〉。「人権侵害の理由」に関しては16項目の選択肢のうち、「宗教」「知的障害」を除くすべての項目に回答が寄せられています〈報告書 p34 参照〉。「人権侵害をされたときの対応」に関しては、「黙って我慢した」が最多となっており、それを含む消極的対応は67.4%を占めています。反対に相手に抗議するなどの積極的対応は7.6%でした。この傾向は他の自治体調査でも見られる傾向ですが、両者の対応の差について見ると、本市においては他を圧倒しています〈報告書 p35 参照〉。また、「人権侵害を受けたときの相談相手」では、「友人や身近な人」が最多で、次いで「家族」「職場の窓口」が同率となり、「市町村の窓口」とつづきます。「市町村の窓口」が比較的多くなっていることは、本市としてのこれまでの取組みの成果として考えられます〈報告書 p37 参照〉。さらに、「相談したかったが、誰に（どこに）相談していいのかわからなかった」「相談機関に相談するとプライバシーが守られないと思った」「過去に相談したがあまり役に立たなかった」などといった意見も寄せられています〈報告書 p38 参照〉。

こうした結果から、だれもが安心して利用できるように相談体制の整備を図るとともに、相談活動についての告知や、その意義などの広報をさらに浸透させることが大切です。また、市や法務局などの公的機関による人権相談窓口が市民にとってさらに身近なものとなり、複雑な事案に対する各相談機関の連携強化や、人権侵害によって傷ついた心をケアするカウンセリング等の機能強化などが重要な課題となっています。

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するために、相談員の資質の向上をはじめ、各関係機関のネットワーク化、豊富な情報提供など、相談・支援の機能をさ

らに充実させることが求められています。

また、相談・支援の活動に取り組むことによって、人権問題の実態把握に努め、人権施策の充実反映することが必要です。

(1) 人権相談・支援の重要性を踏まえた取組み

① 地域共同体の衰退と人権侵害

人口減少・少子高齢社会の到来、情報化社会の進展などは、地域社会のあり方に大きな影響を及ぼしています。かつて地域社会に存在した相互扶助機能は衰退しつつあります。そうした地域の変容は、マイノリティや被差別の当事者、生活弱者といわれる人たちに先行きへの不安や、苦悩などをもたらすこともあり、それらの生きづらさが背景となって他者への人権侵害につながったりする場合があります。

また、地域共同体の衰退は、住民間に生じたトラブルを、当事者間では解決し難い状況をもたらしています。こうした人権をめぐる動向に対応するため、行政等に持ち込まれる相談者の悩み事に、きめ細やかな対応をしていく人権相談・支援の活動をさらに充実させていくことが必要です。

② 人権施策の具体化のためのデータ集約、解決策の蓄積

個々の相談者の悩み事にきめ細やかに対応し、それを積み上げていくことによって、人権擁護のために必要な施策の整理、人権の動向をめぐる最新のデータ集約を行います。

また、相談内容に対する解決策を蓄積することによって、人権相談・支援の活動が相談者にとって有意義に機能するよう取り組みます。

(2) 人権相談の機能を生かした取組み

① 気づきと癒し

相談者の「生活上の困難」は、多様な問題が複雑に絡み合い、問題の所在や原因を見えにくくし、相談者自身が混迷状態に陥っていることが多くあります。相談することによって、その絡み合った糸を解きほぐし、相談者自身が問題の原因や解決の目標に気づくことを支援します。

② 自立への支援

これまで排除や抑圧、差別を受けてきた人々が、相談を通じて自らの「能力・強さ・可能性・権利」に気づき、自信やパワーを回復して問題解決に立ち向かえるよう支援

します。

③権利擁護

相談者が生活者として地域で暮らしていくために必要な当然の権利を擁護するため、本人や家族の代弁をしたり、必要な制度や施策を利用できるように橋渡ししたりします。

(3) 人権相談の推進体制の充実

①相談窓口の整備

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用することが重要です。また、相談については、電話・手紙・ファックス・面談・メールなど、さまざまな形態を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

②充実した情報提供

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を提供し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関する情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

③相談員の養成

人権問題は、社会情勢等の変化、科学技術の進歩とともにより複雑・多様化し、重大な問題になっていきます。人権相談にあたる相談員は、そうした人権問題の動向を把握しておくことが肝要です。また、人権相談の主役はあくまで「相談者」であり、相談者の自己決定を基本原則とします。

相談員は、複雑・多様化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言を通して、問題解決に向けた方策等を提案できるよう、県などの相談員研修会への参加を促し、その力量を高めるよう努めます。

第2章 人権施策の推進方向

また、相談員は、相談者からの情報を客観的に判断しなければならないことなど、不安や戸惑いなどからストレスを感じることもあり、相談員相互の意見交換の場や専門家の助言を受ける機会を設けるなど、相談員に対するケアについても考慮し、充実した業務が行えるよう取り組みます。

④関係機関・団体等とのネットワークの充実

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、県や人権侵犯に関する救済等を所掌する国との連携強化や桜井宇陀人権擁護委員協議会との連携を行い、相談機能の充実に努めます。

また、相談機関のネットワークについては、公的機関の窓口だけではなく、独自のノウハウを活かし、人権侵害に対する相談・支援に取り組んでいるNPO等との密接な連携・協働を推進することにより、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう、桜井市の体制の充実・整備に取り組みます。

(4) 人権救済等に関する法整備に向けた働きかけ

人権侵害による被害者の救済については、奈良地方法務局及び人権擁護委員、裁判制度のほか、必要に応じてさまざまな関係機関が連携し対応するとともに、新たな実効性のある人権救済に関する法制度の確立を県と連携して国に要望します。

第3章 分野別人権施策の推進

- 1 部落差別問題（同和問題）
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障害のある人
- 6 外国人
- 7 プライバシーを巡る問題
- 8 性的マイノリティの人権
- 9 HIV感染者、ハンセン病患者等の人権
- 10 犯罪被害者等
- 11 刑を終えて出所した人
- 12 アイヌの人々
- 13 北朝鮮当局による拉致被害者
- 14 インターネットによる人権侵害

第3章 分野別人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、部落差別問題（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、プライバシーを巡る問題、性的マイノリティ、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、インターネットによる人権侵害等を重要な人権課題として設定し、「基本計画」の理念に則り、積極的・効果的な施策の推進に努めます。その際、地域の実情、対象者の発達段階等を踏まえつつ、国際的な人権の潮流を考慮した施策を推進します。

1 部落差別問題（同和問題）

「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「桜井市部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実させることなどにより、部落差別の解消を目指します。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効後においても、部落差別問題（同和問題）の解決に向けた多くの個人・団体等の取組みの努力にもかかわらず、現在においてもその解決には至っていません。「『同和問題の早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が厳存する限り、変わる事のない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き部落差別問題の早急な解決に向けた取組みを推進します。

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が成立・施行されました。この法律では、「部落差別」という表現が初めて公的に使用され、国が部落差別の存在を公式に認めたこととなります。その後、2019（平成31）年には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が、2021（令和3）年に「桜井市部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。これらの制定の背景には、日本社会に存在する根強い部落差別の実態があります。「部落差別解消推進法」は第1条で「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」としており、インターネット上で生じている諸問題が、法制定の背景として存在しています。インターネット上で生じている問題とは、部落

の所在地情報や部落出身者の個人情報暴露し、誹謗中傷を行うというもので、こうした問題に対しては種々の取組みが行われており、今後も継続する必要がありますが、こうした行為を繰り返す少数の人々に対する取組みとともに、その背後にある被差別部落に対する忌避意識を解消する取組みが必要です。

部落差別問題の解決に向けたこれまでの取組みにより、生活環境の整備改善が進み、また、高校・大学の進学率の向上、さまざまな職種への就職など、多くの分野に成果がみられます。しかし、差別意識の根深さをうかがわせる同和地区に関する問い合わせや戸籍等の不正取得など、悪質な差別事象が発生したり、行政施策への誤った認識等が差別を助長し、新たな差別意識を生む要因となったりする状況があり問題となっています。

「市民意識調査」では、「同和地区出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」という考え方に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」とした回答が68.9%、反対に肯定的な意見を示した人は26.9%でした（報告書 p16 参照）。この結果と、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合に、親としてどのような態度をとるかを尋ねた結果との相関関係を見ると、「同和地区出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」に否定的意見を示した人の方が、肯定的意見を示した人よりも同和地区出身者との結婚に際して、「問題にしない」とする回答が多くなっています（報告書 p56 参照）。言い換えれば、部落差別問題は重要な問題であるという認識にある人ほど、子どもの同和地区出身者との結婚を「問題にしない」と考える傾向が強いという結果になっていることから、部落差別問題の認識をさらに高めていくことが重要です。

また、インターネット上で「同和地区の所在地リスト」を掲載することに対して、「よくないが、とりたてて騒ぐほどの問題ではない」が3分の1以上を占めています。さらに、「とくに問題だとは思わない」の回答では、20歳以下の世代が他の世代と比較して格段に高い割合となりました（報告書 p58 参照）。こうした「市民意識調査」の結果から、部落差別問題の認識をさらに高めていくことが必要で、中でも20歳以下の世代に対する啓発や学習の推進が重要です。

就職においては、部落出身者に対する就職差別をきっかけに、「統一応募用紙」が生み出され、公正な採用選考への取組みが進められてきましたが、面接時において依然その趣旨に反する事案が報告されていることから、公正採用選考に向け引き続き関係機関等との連携による取組みを充実させなければなりません。

ふれあいセンターについては、福祉の向上や人権啓発の拠点として期待されていることから、市民の意見や要望を踏まえて、魅力ある活動が展開できるよう各センター

との連携を図りながら取り組みます。

桜井市において今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえつつ、人権行政として一般対策を有効かつ適切に実施するとともに、「部落差別解消推進法」や条例の柱である教育・啓発、相談等の積極的な推進に努めます。

(1) 教育の推進

「市民意識調査」結果から「同和問題や人権問題に関する学校での授業経験」は、圧倒的に「義務教育段階での経験」であり、学校教育の重要性を学校現場や教育行政においても認識しなければなりません（報告書 p43 参照）。これまでの人権教育の成果を踏まえ、「差別の現実に学ぶ」ことを基本理念に、幼児・児童生徒が発達段階に応じて主体的に学べるよう支援し、課題解決のための知識・技能・態度を育成します。

また、近年の部落史研究の成果や、地域の文化・歴史・産業等に学び、地域教材の作成に取り組むなど、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、部落差別意識の解消をめざす取り組みを推進します。そのため、教職員の部落問題認識を高めるとともに、その指導力が向上するよう支援します。

(2) 啓発活動の推進

人権・同和問題啓発活動の推進の中で蓄積されてきた成果や各地の人権教育・啓発のさまざまな手法等に学びながら、人権尊重の視点からより効果的な啓発活動の推進に努めます。

また、結婚や不動産購入に際する「同和地区問い合わせ」や戸籍等の不正取得、インターネットを悪用した差別扇動等に見られる、部落に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取り組みを関係機関・団体と連携しながら推進します。

「えせ同和行為」に関しては、部落差別問題の解決に弊害をもたらすこと、部落差別問題に関して開かれた議論を展開することが未然防止につながることなどを啓発します。また、「えせ同和行為※23」を許さない世論づくりや、具体的な事案に対しては、「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク※24」等、関係機関・団体との情報交換を密にしながら根絶に向けた取り組みを推進します。

(3) 相談・支援の充実

「部落差別解消推進法」第4条では、「国や地方公共団体は部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制づくりの充実に努めるものとする」と規定しています。国・県・市町村・NPO等の人権相談機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」を活用し、

各相談機関との情報共有及び連携の強化を図るとともに、研修等への参加を促すことによって、相談員の資質向上を図ります。また、ふれあいセンターは地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられています。ふれあいセンターにおいて、生活上の相談、人権に関する相談、人権課題解決のための各種事業を適切に行うことができるよう、職員の資質向上に努めます。

(4) 産業・就労の取組み

産業の振興については、市全体で取り組む目標でもあり、それぞれの企業の経営の安定化を図るため、経営の維持・体質強化等の視点から、さまざまな情報の提供等に努めます。

就労に関しては、「就労の機会均等」を阻害する身元調査等の差別事象が今なお根絶を見ないことから、公正な採用選考の周知や差別のない雇用に向けた啓発活動を実施します。また、桜井市企業内人権教育推進協議会等と連携して、雇用主を対象とした研修等を実施します。

(5) ふれあいセンターの活性化

ふれあいセンターは、子どもから高齢者まで地域の住民がふれあうことのできる、開かれた市民交流の施設であることが大切です。また、「人権と福祉のまちづくり」の拠点として機能することが求められています。周辺地域住民とともに部落差別を解消する施設の役割を果たせるよう努めます。

さらに、地域住民の自立に向けた支援として、日常的な悩み事や相談等に対してきめ細かに対応し、地域住民にとって身近で、包容力のあるコミュニティを創出するよう努めます。

(6) 推進体制の充実

庁内における人権施策の推進組織である「桜井市人権政策推進本部」を中心に、市職員への啓発や研修の実施により、施策を実行する市職員としての自覚を促すとともに、関係部局が連携・協力のもと、部落差別に関する実態や課題などの情報交換・共有を図り、部落差別解消に向けた施策を推進します。

また、国、県、市町村、関係団体等が、それぞれの立場や役割に応じた部落差別解消の施策を推進するとともに、より一層総合的かつ効果的に施策を推進するため、相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化します。

第3章 分野別人権施策の推進

〈関係法令・計画等〉

- 同和对策審議会答申《1965（昭和40）年》
- 地域改善対策協議会意見具申《1996（平成8）年》
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律《2000（平成12）年》
- 部落差別の解消の推進に関する法律《2016（平成28）年》
- 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例《1991（平成9）年》
- 奈良県教育委員会人権教育の推進についての基本方針《2008（平成20）年》
- 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例《2019（平成31）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市部落差別の解消の推進に関する条例《2021（令和3）年》
- 桜井市教育大綱（第2期）《2022（令和4）年》

2 女性

男女がともに、それぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保される男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」に基づいて、奈良県においては2001(平成13)年「奈良県男女共同参画推進条例」が制定され、2002(平成14)年には「奈良県男女共同参画計画」が策定されました。

桜井市では男女共同参画社会の実現に向けて、国や県の流れを受けて、2004(平成16)年「さくらい男女共同参画プラン21～一人ひとりがそのひとらしく生きる社会をめざして～」(第1次)、2015(平成27)年「さくらい男女共同参画プラン21～男女がともに尊重しあう人にやさしいふれあいのまち～」(第2次)を策定し、さまざまな取組みを進めてきました。

2007(平成19)年、国は「仕事と生活の調和＝ワークライフバランス※25憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、一人ひとりが生きがい、やりがい、充実感を持って働くとともに家庭や生活面においても、子育てや介護と仕事を両立させながら人生の各段階に応じてその人らしい生き方が選択・実現できる社会づくりを掲げました。また、2015(平成27)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(「女性活躍推進法」)が制定され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してきました。

桜井市においてもこうした男女共同参画に関わる法律等に連動しながら、人権の尊重と男女平等の基本理念のもと、男女が均等に社会の一員としての責任を負い、さまざまな利益を享受できる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発や学習を推進するとともに、男女がともに社会参画できる環境づくりに努めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、本市においても依然として根強く残っています。また、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお多くの課題があります。

「市民意識調査」では、「人権侵害を受けたことがあると思う」と答えた女性は、男性の2倍の割合でした(報告書 p32参照)。また、人権侵害の理由について問うた回答結果では「女性であること・男性であること」(性別)が最多となり、その性別集計から女性が16.1%であったのに対して、男性は「0」であったことから、女性の方

が性差別に関して男性より非常に敏感に受け止めていることがわかりました（報告書 p34参照）。

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の女性に対する暴力は、コロナ禍において増加しており、近年では子どもがDVを目撃することが児童虐待であるとして重大な問題になっています。また、国の「自殺総合対策大綱」によると、コロナ禍により自殺の要因となりうるさまざまな問題が悪化したことにより、令和2年と令和3年で女性の自殺者が増加していることが挙げられています。女性に対する暴力の防止や被害者支援等の取組みや相談・支援の活動をさらに充実させなければなりません。

こうした現状の改善に向け、2022（令和4）年、女性の自立に向けて公的支援を強化する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（「困難女性支援法」）が成立した（2024年4月1日全面施行）ことに連動しながら、男女共同参画社会の実現を目指して、より一層取組みの充実を図っていきます。

（1）男女の人権の尊重

男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けないで、男女が個人として能力を発揮する機会を確保していくよう、広報・啓発活動に取り組みます。性の商品化、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどのさまざまなハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、若年層における恋人同士の間のデートDVなど、女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。

とりわけ、DVに関しては、被害者等に対し、関係機関・団体と、保護や支援について連携し充実に努めます。同時に、各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立・支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

雇用に関しては、ワークライフバランスの実現や「女性活躍推進法」の理念を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向けた効果的な取組みを推進するため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

（2）固定的な性別役割分担意識の解消

「女だから」「男だから」といった性別感、長い年月の間に社会的・文化的に人の意識がつくってきたものです。このような意識は「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識とも深く結びついており、とりわけ女性に対する差別を助長し、女性の自由な生き方と能力を十分に発揮することが妨げられる要因となっていま

す。性別や年齢を問わず、あらゆる人にとってそれぞれの能力を活かすことができる男女共同参画社会の実現が、経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、講座や研修による学習機会の提供に努めるとともに、啓発活動を推進します。

(3) 意思決定の場への女性の参画

社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するよう努めます。市における各種審議会の女性委員の参画率の向上や、女性委員が不在の審議会等の解消を推進し、また、市役所管理職への登用促進、人事制度の活用促進等を図っていきます。

企業、各種団体等においては、意思決定の場への女性の参画を関係機関等との連携によって啓発します。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女がお互いに協力し、社会の支援の下で子育て、介護などの活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることが求められています。

女性の多くが、家事、育児、介護の多くの部分を負担していることによって、それ以外の活動に参画できない状況を改善することは、男女共同参画社会の実現を目指した取組みの重要課題です。女性がその能力を十分発揮し、さまざまな分野への積極的なチャレンジを支援するため、関係機関等との連携によって情報提供等の取組みを進めます。

また、家庭生活において性別にとらわれない多様な役割分担を促進するための講習会・研修会等の取組みを推進します。

〈関係法令・計画等〉

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律《1972(昭和47)年》
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約《1985(昭和60)年批准》
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
《1999(平成11)年》
- 男女共同参画社会基本法《1999(平成11)年》
- 男女共同参画基本計画《1999(平成11)年》
- ストーカー行為等の規制に関する法律《2000(平成12)年》
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律《2001(平成13)年》

第3章 分野別人権施策の推進

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法《2012（平成24）年》
- 女性の職業における活躍の推進に関する法律《2015（平成27）年》
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律《2018（平成30）年》
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律《2022（令和4）年※令和6年施行》
- 奈良県男女共同参画推進条例《1999（平成13）年》
- 奈良県男女共同参画計画（なら男女共同参画プラン21）《2002（平成14）年》
- 奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画《2006（平成18）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 「さくらい男女共同参画プラン21」（第2次）《2015（平成27）年》

3 子ども

子どもの人権の尊重及び保護に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境と、子どもが安全かつ安心して健やかに成長できる環境の整備を進めます。

「児童の権利宣言」並びに「児童憲章」は、子どもを一人の人間として捉え、すべての子どもに健全な育成と幸福、社会的諸権利を保障しなければならないという考え方を示しています。また、1994(平成6)年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」(「子どもの権利条約」)においては、児童を単に保護の対象としてではなく、「権利の主体者」として捉え、「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」こととされています。

これまで桜井市においては、「桜井市同和教育の基本方針」「桜井市同和保育の指導指針」さらには「桜井市教育大綱」等に基づき、子どもたちに民主的な社会の構成者として必要な人権尊重の精神や態度を養うための教育・保育を推進してきました。また、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、2010(平成22)年には「桜井市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子どもがのびのびと育つとともに、市民が安心して子育てができる社会環境整備に努めてきました。

しかしながら、「市民意識調査」においては、「子どもには権利より先に、義務を果たすことを教える必要がある」という考え方に対して、64.7%の人が肯定的な意見を示しました(報告書 p16参照)。子どもの権利について、「子どもの権利条約」等の理念を再認識していく必要があると思われます。

近年、子どもの人権をめぐる状況は多様化し、深刻な問題が顕在化しています。突然行方不明になり、命を失うなど、安全が脅かされたりする事案が相次いで起こっています。また、子ども同士のいじめ、不登校、ひきこもり、体罰、児童虐待、特に一人親家庭に深刻さをもたらしている貧困問題、ヤングケアラーと言われる新たな問題など、連日のように報道によって話題となり、今日の社会問題として取り上げられています。また、規範意識が希薄であるという問題や、メディアリテラシー※26に関わるネット上のトラブルの発生なども問題となっています。

このような状況を受けて、桜井市では「未来への投資」という観点から、子どもの人権の尊重と保護に向けて、国際的な人権の潮流や、「児童虐待の防止等に関する法律」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「いじめ防止対策推進法」等の法律の趣旨に基づき、積極的な取組みを展開するよう努めます。

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの健全な成長を支えるためには、子どもの安全が保障されなければなりません。安全・防犯設備の充実や地域住民への防犯意識の啓発、体験的・具体的な教育活動を通して子ども自身に危機管理意識の高揚を図るなど、関係機関・地域・学校等が連携して子どもが安心して過ごせる生活環境整備に努めます。

(2) 人権を尊重した教育・保育の推進

学校においては、人権尊重や生命尊重の精神の育成に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの権利を尊重し、個性を生かす学校づくりを進めます。また、家庭と連携して、基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどを身につけ、自他の存在を大切にすることができる態度を養います。

家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。また、子どもの社会生活への適応等に関わって、各種相談事業の推進とその周知に努めます。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた保育を推進します。

(3) いじめ・不登校等への取組み

「桜井市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ、暴力行為、不登校の未然防止の早期対応を図るため、スクールカウンセラー※27等の活用による学校の教育相談体制の充実を図ります。

いじめを人権問題と捉え、どんな小さいいじめの芽も見逃さない意識を学校・教職員が持ち、丁寧かつ積極的にいじめを認知し、未然防止や早期発見・早期対応、いじめの再発防止に向けた取組みを推進します。そのため、教職員の資質向上にむけた取組みの充実を努めます。

また、児童生徒一人ひとりを多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受けとめ、学校、家庭、地域、関係機関・団体における連携を推進し、社会全体が一体となって取り組むべき課題であるとの認識を深めるよう啓発に努めます。

(4) 児童虐待防止の取組み

桜井市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の発生予防・早期発見と、その後のケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。さらに、関係機関等のネットワークを活用しながら、情報の共有化と的確な連携による保護・自立支援を推進し

ます。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより、心身の発達と自立を促すとともに、保護者への指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。

虐待が重大な人権侵害であること、発見した際の対応などについて、地域社会への啓発を行い、周知します。

(5) 子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に基づき、県や関係機関等と連携しながら、学習支援などの教育支援や子どもの居場所づくり等について取組みを推進します。

(6) 情報化社会への健全な参画・アクセスのための学習

インターネットの有効性は計り知れませんが、不用意な表現等によって相手に不快感を与えたり、誤解を招いたりすることもあります。近年、SNS※28上でのいじめが顕在化し、また、保護者間のトラブルも発生するなど、社会問題となっています。

日本のインターネットにおける対話の特徴は「きずな依存」といわれます。「きずな」を求めてインターネットにアクセスしたにもかかわらず、自分の期待に沿うような返事がなかった場合には、相手に対して攻撃的な対応をしてしまうことが問題となっています。そのため日常的にさまざまな機会を通じて他者との関係づくりが求められます。

また、悪徳商法などのページにつなげるなどの行為によって、思いもよらないトラブルに巻き込まれることもあります。成人年齢が18歳に引き下げられたことも考慮しなければなりません。成人になると親の同意がなくてもローンが組め、クレジットカードも作ることができます。ローン契約等に関する法的な責任や、詐欺行為に利用されるなど、起こりうる危険性などについて、知識の普及・啓発に努めることが必要です。

〈関係法令・計画等〉

- 児童の権利宣言《1959（昭和34）年》
- 児童福祉法《1947（昭和22）年》
- 児童憲章《1951（昭和26）年》

第3章 分野別人権施策の推進

- 児童の権利に関する条約《1994（平成6）年批准》
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
《1999（平成11）年》
- 児童虐待の防止等に関する法律《2000（平成12）年》
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
《2003（平成15）年》
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律《2013（平成25）年》
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
《2016（平成28）年》
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律《2019（令和元）年》
- 奈良県青少年の健全育成に関する条例《1976（昭和51）年》
- 奈良県教育委員会人権教育の推進についての基本方針《2008（平成20）年》
- 奈良県いじめ防止基本方針《2016（平成28）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市いじめ防止基本方針《2017（平成29）年》
- 桜井市教育大綱（第2期）《2022（令和4）年》
- 桜井市子どもの貧困対策計画《2023（令和5）年》

4 高齢者

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会づくりに向けた取組みを進めます。

現在、桜井市の人口減少が続いているなか、高齢化率は上昇を続けており、2021（令和3）年10月1日現在の住民基本台帳人口によれば、高齢化率が31.9%となり、国全体の28.9%（令和4年版高齢社会白書による公表数値）と比較すると3ポイント上回っています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後、高齢化率は2045年までに10.1ポイント上昇し、42.2%に達し、およそ10人に4人が高齢者になると見込まれます。

そのため、高齢社会をめぐる重要な課題に対して、高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現を目指して取り組むべき施策を明らかにするため、2021（令和3）年に「桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。この計画においては、基本理念を「住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり」とし、基本目標には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「健康で生きがいのある暮らしの推進」「認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保」「介護保険サービスの充実」と定めて取組みを推進してきました。

しかしながら、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題、孤独死や自殺など、さまざまな問題が発生しています。また、現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者や高齢者虐待の増加といった新たな問題への対応が必要となっています。

「市民意識調査」では、「日常生活の暮らしにくさ」の設問で、「いざというときに助け合える人間関係がない」の回答が40歳代に次いで80歳以上で多くなっていることがわかりました（報告書 p11 参照）。

高齢者が生き生きと住み慣れた地域で、地域住民とともに安心して暮らすことができるよう取組みの推進に努めていきます。

（1）高齢者活躍の推進

高齢者のニーズに応じた就労を支援し、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図ります。高齢者の「生きがいづくり」や「健康づくり」等、地域社会への参加につなげるためにスポーツ、文化活動、ボランティア活動を推進します。

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が地域で安全に生活し、社会参加できるよう、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進します。

(2) 高齢者の自立・社会参加の支援

高齢者に対する人権侵害の発生を防止するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のさまざまな問題について総合的・一体的なマネジメントを行い、支援していく地域包括支援センター※29等の機能を充実させます。

また、日常生活について気軽に相談できるよう、相談業務の充実を図っていきます。

さらに、高齢者を支えるボランティア活動の推進などに取り組み、声かけや見守りの地域ケアネットワークづくりを進めます。一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に対しては安否確認等に努めます。

(3) 高齢者の権利擁護の充実

認知症の人や判断能力の不十分な人も安心して福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度※30や日常生活自立支援事業の利用促進など、権利擁護の視点に立った支援の充実に努めます。

高齢者の尊厳や人格、プライバシーを保護するため、市民に対する理解促進のための広報や福祉関係職員等を対象とした研修等により教育・啓発の充実に努めます。

近年、高齢者をターゲットにした悪質商法等によって、被害を受けることが多くなっていることから、高齢者の権利擁護の視点に立って、警察、消費生活センター、地域包括支援センター等との連携によって被害を未然に防ぐための啓発活動を行います。

(4) 高齢者虐待の根絶

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者が尊厳ある老後を送れるようにするため、虐待の防止義務や保護規定などについて明記し、高齢者の権利利益の擁護について定めています。この法律の趣旨を踏まえ、高齢者虐待防止、通報、届出の受理の窓口を周知することや、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援のため、虐待の通報義務について周知を図ります。

〈関係法令・計画等〉

- 老人福祉法《1963（昭和38）年》
- 高齢社会対策基本法《1995（平成7）年》
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律《2001（平成13）年》

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律《2005（平成17）年》
- 高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律《2006（平成18）年》
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律《2020（令和2）年改正》
- 介護保険法《2022（令和4）年改正》
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年）
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画《2021（令和3）年》

5 障害のある人

障害のある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援やライフステージを通じた切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障害者施策を推進します。

わが国においては、2011（平成23）年に「障害者基本法」の一部が改正され、地域社会における共生等に関する内容、障害者への差別の禁止が明記されました。2012（平成24）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2013（平成25）年には「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）が施行されました。「障害者総合支援法」の基本理念には、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられ、障害福祉サービスの充実と障害者差別の解消が求められています。

また、2013（平成25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）も制定され、2016（平成28）年に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容が示され、それが遵守されるための措置等を定めています。

「障害を理由とする差別の禁止」としては、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱い」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することです。また、障害のある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これが「合理的配慮の提供」です。

奈良県では同法の実現を図るために「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、2016（平成28）年に施行されました。

桜井市においても、2017（平成29）年に「第3次桜井市障害者福祉基本計画」を、2020（令和2）年には「障害者総合支援法」に基づく基本指針に即して、市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関して定めた「第6期桜井市障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、共に暮らし共に生きる社会の実現に向けた障害者福祉に関する施策を推進してきました。また、学校等においては障害のある子どもに対する教育及び障害と障害

のある人についての理解を深める教育の推進に努めてきました。

こうした経過の中、障害のある人たち自身については、当事者によるさまざまな取り組みの成果や、この間の教育・啓発の取り組みの進展等によって、自立や社会参加に対して積極的な動きが見られます。一方で、介護者を含めた高齢化や、障害の重度・重複化が進んでおり、それぞれが自立した生活が送れるように、その全体像を幅広い視野で捉えることが必要となっています。

「市民意識調査」においては、「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」という考え方に対して肯定的な意見が4割を超えました〈報告書 p16 参照〉。社会的弱者に対する施策の趣旨について、認識を深める必要があると思われます。また、「障害を理由に、乗車や入店を断られるのは問題だ」について、79.0%の人は肯定的な意見を示しましたが、16.2%の人が否定的な意見を示しています〈報告書 p24 参照〉。法律で規定された「障害を理由とする差別の禁止」についての理解の促進が急務です。

また、学校等において、障害のある人に対する差別的な意識が、かなり以前から子ども同士の間で「ガイジ発言」等となって現れるという問題が起きています。

こうした本市における状況について、今後は、すべての人を排除することなく包摂できる社会の実現を目指す「ソーシャルインクルージョン※31」の理念を、施策を通して具体化していくことが重要であると考えます。

(1) 合理的配慮の促進

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、市民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方や手助けの方法を知り、実践していくよう啓発活動を推進します。また、市役所などの行政機関や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して「合理的配慮」を行わないことが法によって禁止されていることを関係機関等との連携によって周知するよう努めます。

(2) 教育の推進

学校・幼稚園・保育所等においては、共に生き共に育つ教育・保育の実践を充実させ、お互いの「ちがい」を豊かさとして受け入れられる感性を育むとともに、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加を促進するよう努めます。そのため、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、多様できめ細かな取り組みを推進します。

また、保護者に対しては、子どもの発達や行動に対して、その背景を理解し適切な

関わり方等を学ぶ機会を設け、子どもにとって、よりよい親子関係づくりをめざして支援していきます。さらに、就学等についての相談体制を充実させます。

(3) 障害のある人たちの自立・社会参加の支援

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー法」）などを受けて、障害のある人たちの移動に関する支援策としての交通環境や、公共空間の整備、施設情報の提供に努め、障害のある人たちが地域で安全に生活できるよう福祉のまちづくりを推進します。

2018（平成30）年4月に「桜井市こころつながる手話言語条例」が制定され、その第一歩として、平成30年度から福祉事務所の専任手話通訳者の配置時間が追加されました。地域社会において手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境を整えていくことから自立と社会参加を支援していきます。

(4) 就労機会の確保

働くことを希望するすべての障害のある人が、自分の能力を発揮できる仕事に就けるよう、企業等に対して障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、企業への就労を希望する人に必要な就労支援を行うよう努めます。

(5) 交流の機会の確保

市民に対して、障害者施策の周知や、障害についての理解、ノーマライゼーション※32の理念の普及を図るため、文化・スポーツ・レクリエーション等を介した市民交流の場づくりに努めます。そのことを通して、障害のある人もない人もお互いにふれあう機会を充実させ、障害者問題に対する市民の理解と認識を深めるよう努めます。とりわけ、文化芸術においては、2018（平成30）年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の発表の機会を通じた交流の促進により、心豊かで住みよい地域社会の実現への寄与が掲げられています。

(6) 障害のある人の権利擁護の充実

障害のある人たちが地域で安心して生活できるよう、日常生活の相談・支援に努めるとともに、地域に根ざした福祉サービスの充実を図っていきます。また、判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用促進、相談事業の充実を図ります。

(7) 障害者虐待の根絶

障害のある人への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる障害のある人を認知した際には、通告の義務があるなどの周知を図ります。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）に基づき、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者（事業主）などによる障害のある人への虐待を予防するための支援体制を整備し、あわせて発見者の通報を受け適切な対応につなげるなど、虐待防止の取組みの充実に努めます。

〈関係法令・計画等〉

- 身体障害者福祉法《1949（昭和24）年》
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律《1950（昭和25）年》
- 社会福祉法《1951（昭和26）年》
- 知的障害者福祉法《1960（昭和35）年》
- 障害者の雇用の促進等に関する法律《1960（昭和35）年》
- 障害者基本法《1970（昭和45）年》
- 障害者自立支援法《2005（平成17）年》
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律《2006（平成18）年》
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律《2012（平成24）年》
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律《2013（平成25）年》
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律《2016（平成28）年》
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律《2018（平成30）年》
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例《1995（平成7）年》
- 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例《2016（平成28年）》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 第6次桜井市障害者福祉基本計画《2017（平成19）年》
- 桜井市こころつながる手話言語条例《2018（平成30）年》
- 第6期桜井市障害福祉計画《2020（令和2）年》
- 桜井市教育大綱（第2期）《2022（令和4）年》

6 外国人

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

近年、桜井市においても他の国々との交流が活発になり、2023(令和5)年1月末現在の市内に在住する外国人市民の人口は783人、世帯数は634世帯、26カ国となっています。その内、302人は、韓国・朝鮮籍の人々であり、その多くは、日本が行ったアジア地域への植民地支配と侵略の歴史の中で、朝鮮半島から日本に移り住むこととなった人々の子孫です。

戦後80年近くを経た今日においても、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は存在し、自らの本名を名乗ることを困難にしています。また、民間住宅への入居拒否や就労に関する不利な取り扱い、参政権が保障されないなどの問題があります。そして、ヘイトクライムの攻撃は、在日韓国・朝鮮人の子どもたちまでもが標的とされています。

さらに、国際化の進展に伴い、多くの外国人が来日し、また、定住化が進む中で言語や習慣・文化などの違いなど、相互理解の不十分さから地域住民との摩擦、日本人配偶者との家庭内トラブル、職場や学校、医療現場等において諸問題が生じています。

これまで桜井市では、こうした問題の克服のために、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指して、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。その中で、すべての市民が在日韓国・朝鮮人をはじめ市内に居住する外国人市民の現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実を図るための基本的な方向を示す「桜井市在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する指導指針」を1993(平成5)年に策定し、その推進に努めてきました。

「市民意識調査」では、住宅購入などに際して、「近くに外国人住民が多く住んでいる」場合、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と回答した人は、近くに「同和地区がある」や「低所得者等、生活が困難な人が住んでいる」場合よりも多く、4割を超えるという結果となりました(報告書 p50参照)。外国人に対する忌避意識として今後解消に向けた取組みが急がれます。

2018(平成30)年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(「改正入管法」)により、一定の技能を持つ外国人や技能実習修了後の希望者に新たな就労資格を与えることになり、日本の外国人労働者は大幅に増加することが予測されます。さらに、世界において戦争や紛争による避難者や難

民が今後も増加することも想定される中、多文化共生社会の実現は極めて重要です。

外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう努めるとともに、すべての市民が外国人の渡日した歴史的経緯を正しく認識し、民族的文化的差異を認め合い、多文化共生社会の創造と豊かな心をもった国際人となることが求められています。

(1) 教育・啓発活動の推進

奈良県教育委員会が策定した「人権教育の推進についての基本方針」にそって、すべての幼児・児童生徒が相互の生活や文化を正しく理解し、日常生活の中で民族的偏見や差別をなくす国際感覚と連帯感を育てる教育・啓発活動を推進します。また、在日外国人児童生徒が、偏見や差別に打ち勝つ力を養うよう指導に努めます。

さらに、外国人市民であることを理由に、賃貸住宅等への入居拒否が行われないよう、関係業界団体等への指導・啓発に努めます。「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を踏まえ、法務局、他の市町村等と連携し、不当な差別的言動は許されないことについて、市民に周知と理解を図り、外国人排斥の意識の解消に努めます。

(2) 国際理解の推進

国際理解の促進に向けて、市民一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、異なる文化を持った外国人との相互理解を図るため、国際交流・協力事業を活用した多文化理解の促進や地域における交流機会の充実に努めます。

(3) 教育環境の充実

日本で居住し、生活を営む外国人市民にとって、生活言語としての日本語の習得が日常生活を支える不可欠な条件です。県や民間団体等と連携しながら日本語の基礎を学習する機会を提供するとともに、日本語習得に向けた環境整備に努めます。

(4) 生活情報等の提供と多言語化の促進

日常生活を送るために必要な日本語や習慣等を理解していない外国人市民には、地域社会や医療機関など、さまざまな場面で不安や不自由さを感じるなどの問題があり、それがトラブルにつながる場合も少なくありません。民間団体等とも連携を図りながら、通訳ボランティアの確保や多言語での情報提供に取り組みます。また、市の各相談窓口等において、外国人市民の相談者に対して多言語での対応推進に努めます。

(5) 就労の機会均等の確保

国内での生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要な課題となります。企業主や公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人市民の就労の機会均等の確保のため、公正な採用選考システムの確立を図るよう啓発します。

また、関係機関等との連携によって、就職に関する情報提供を充実させるとともに、外国人市民が安心して働ける職場づくりを進めるよう啓発します。

〈関係法令・計画等〉

- 外国人登録法《1952(昭和27)年4月公布》
- 国際人権規約《1979(昭和54)年批准》
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約【人種差別撤廃条約】
《1995(平成7)年批准》
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律
《2016(平成28)年》
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律《2016(平成28)年》
- 日本語教育の推進に関する法律《2019(平成31)年》
- 奈良県教育委員会人権教育の推進についての基本方針《2008(平成20)年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994(平成6)年》
- 桜井市教育大綱(第2期)《2022(令和4)年》

7 プライバシーを巡る問題

人権侵害を生み出さないために、個人情報の保護は今日的な重要課題であることから、その自己コントロール権の保障などに取り組みます。

(1) 自己情報コントロール権の確保

桜井市においては、個人情報保護の必要性から、2001(平成13)年に「桜井市個人情報保護条例」を制定(令和4年改正)しました。この個人情報保護制度は、個人の尊厳に基づく基本的人権を擁護する上で、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」ことを再認識し、その漏えい等によるプライバシーの侵害を未然に防止することが重要であることの認識が求められます。個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項(条例)を定めるとともに、自己情報コントロール権を保障することにより、個人の権利・利益の侵害を防止し、市民に信頼される市政の推進を目的としています。

「桜井市個人情報保護条例」に基づき、市が保有し管理する市民の情報(収入・資産等に対する課税、福祉、保健、相談、教育などの業務の内容など)についても、管理や守秘を徹底しています。また、2008(平成20)年5月1日から施行した「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」によって、住民票・戸籍の交付窓口での「本人確認」が法律で義務付けられました。個人情報保護の観点から徹底した対応を行います。

(2) 啓発活動と相談業務の充実

高度情報化社会の中では、個人情報に関わって私たちの知らないところで、さまざまな情報が蓄積され利用されています。そうした情報の無秩序な蓄積や利用は、社会生活上において人々の不利益につながる恐れがあることから、自らの情報についても自己管理に努めることが重要です。

近年、個人情報が悪用され、悪質商法などによって高齢者や若者を中心にトラブルに巻き込まれる事案が増加するなど、消費者問題が複雑・多様化しています。桜井市では、市民が安全・安心して暮らせるよう、消費者被害の未然防止のための啓発や、関係機関との連携による相談業務の充実に努めます。

(3) 「身元調査おことわり運動」の徹底及び「本人通知制度※33」の普及啓発

人権擁護・プライバシー保護のため、市民による「身元調査おことわり運動」を長年にわたって継続して取り組んできました。近年では、法律で資格を与えられた者が

第3章 分野別人権施策の推進

探偵業者等からの依頼によって戸籍謄本や住民票の写し等を法令に違反して不正に取得するという事案が大きな問題となっています。

身元調査は、人生の大きな節目となる結婚や就職等の際し、本人の知らないところで、その人の経歴、思想・信条や、家柄、家庭環境、資産等を「聞き合わせ」や、興信所等の民間調査機関によって行われるものです。

その結果、偏見や先入観で人に優劣をつけたり、排除したりするなどの人権侵害につながります。身元調査を「しない」「させない」「おことわりする」、尋ねられたら「ことわる」という「身元調査おことわり」の取組みを推進するとともに、戸籍謄本や住民票の写し等の不正請求防止に向け、「本人通知制度」の趣旨についての普及啓発に努めます。

〈関係法令・計画等〉

- 戸籍法《1947（昭和22）年》
- 住民基本台帳法《1967（昭和42）年》
- 個人情報保護法《2003（平成15）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市個人情報保護条例《2001（平成13）年》
- 桜井市住民票・戸籍謄本等交付にかかる本人通知制度《2012（平成24）年》

8 性的マイノリティの人権

性的マイノリティの当事者は、さまざまな生きづらさや困難さを抱えています。その背景には、現在の日本社会において、性の多様性や性的マイノリティへの理解が十分でなく、「人は、見た目の男か女かであり、好きになるのは異性である」などの性別に関する固定観念が根強いことがあります。社会のさまざまな場面において、性的マイノリティの存在が「想定外」に扱われている現状があります。

そして、性的マイノリティに対し、公然と侮辱的で差別的な言動を表す人々がいることや、いじめや虐待・暴力が起こっている他、職場では当事者の性的指向・性自認・性別表現に関わってハラスメントが起こるなど、性的マイノリティへの忌避意識や偏見・差別意識も強く存在しています。

2016年に、宝塚大学看護学部日高庸晴教授によってLGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者を対象に実施された全国インターネット調査では、学校生活(小・中・高)における「いじめ」は全体の約6割が経験していると回答しています。また、いじめ被害経験のある者のうち、「ホモ・おかま・おとこおんな」などの言葉によるいじめ被害率は63.8%、服を脱がされるいじめ被害率は18.3%であったとしています(※セクシュアルマイノリティ/本文では「性的マイノリティ」と表現していますが、この段落では調査名と同様に「セクシュアルマイノリティ」と表現しています)。

このように、日本社会は性的マイノリティに否定的な環境であることから、性的マイノリティ当事者は「孤独」や「自己否定」を感じるなど、自分らしく生活することが非常に困難であるとともに、そうした状況を訴えることも、また同様に困難です。

そして、社会制度やシステムにおいても、「男性か女性、あるいは異性間としての選択肢」しかなく、同性パートナーが家族として扱われないなど、性的マイノリティにとって不便や不公平であるという問題があります。

こうした状況の中、国における、労働環境分野では「職場におけるハラスメント関係指針」において、パワーハラスメントに該当すると考えられる例に、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的言動や労働者の性的指向・性自認等の暴露(いわゆるアウトティング)を明記したパワーハラスメント対策を、2022(令和4)年4月1日から全ての事業主に対し義務化しています。

また、教育分野では、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知することを、2017(平成29)年の改訂で

盛り込んでいます。

このように、国における個別分野の指針等において性の多様性に関連した事項が修正・追加されるなど、性的指向・性自認・性別表現等による人権侵害への対策が示されてきています。

桜井市においても、多様な性への理解を促進するため、関係機関等と連携し、正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、すべての人が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

(1) 教育の推進

先述の調査は、学校生活(小・中・高)において、いじめや不登校等の課題の中に性的マイノリティが存在する可能性を示しています。多様な存在や違いを尊重できるような関係づくりと、自尊感情を育む取組みが重要です。

桜井市では、桜井市教育大綱及びこの基本方針に基づき、学校・家庭・地域・職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための教育と啓発の充実に努めます。そして、家庭との連携や相談体制の充実等によって自己の性について不安や悩みなどを抱える児童・生徒の状況を考慮し、本人とのコミュニケーションを図るとともに、全ての教育活動を通じて、発達段階を考慮しながら多様な性について正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。

そのため、性的マイノリティの当事者である子どもたちに寄り添いながら、指導資料の充実や、研修等による教職員の力量向上に努めます。

(2) 啓発活動の推進

すべての人の尊厳が大切にされる地域づくりに向けて、多様な性への理解が促進されることが大切です。そのため、関係機関等と連携して桜井市人権教育推進協議会・各小学校区人権教育推進協議会での研修や啓発の実施、啓発資料の作成と配布・活用、広報誌やホームページでの周知・啓発等により、地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい知識を普及するとともに、性的指向・性自認・性別表現等を起因とした偏見や差別の解消に努めます。

(3) 性的マイノリティが安心して暮らせる地域づくり

性的マイノリティの人たちは、地域で共に暮らしている存在です。すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、性的マイノリティの人たちの存在を想定した環境整備が必要です。

例えば、外見と書類上の性別が一致していない方への配慮として性別欄の削除や工夫、暴力・犯罪被害者支援や災害時の対策、多様な家族形態に対応した住民サービスや住宅の整備、福利厚生の見直し、性別に関係なく使える施設や設備の工夫など、社会システムの見直しが求められています。また、民間事業者の他、医療や福祉分野においても、性的マイノリティの人たちのニーズを理解した対応は重要な課題です。

そのため、桜井市が運用する各制度等について点検し、必要に応じて運用を見直すとともに、市内のさまざまな団体が参画している桜井市人権教育推進協議会等を通じ啓発に努めます。さらに、性的マイノリティの人たちが安心して自立した生活を送ることができるよう、相談体制の整備・支援に努めます。

〈関係法令・計画等〉

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律《2003（平成15）年》
- 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（性的指向・性自認を記載）
《2017（平成29）年3月》
- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）《2019（令和2）年6月1日適用》
- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）
《2019（令和2）年6月1日適用》
- 「性的マイノリティに関する課題と対応」（文部科学省「生徒指導提要改訂版」）
《2022（令和4）年12月》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市教育大綱（第2期）《2022（令和4）年》

9 HIV感染者、ハンセン病患者等の人権

HIV（ヒト免疫ウイルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発活動や相談・支援の充実に努めます。

日本社会においては今なお、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言い難い状況です。特にHIVやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識は不十分であり、その歴史は差別の歴史でもありました。新型コロナウイルスに見たように新たな感染症が顕在化するたびに、過剰な予防や忌避意識、個人情報漏えい、サービスの拒否、解雇など、感染者に対する人権侵害や差別的対応が繰り返されてきました。誤った情報や知識、思い込みあるいは知識がないことなどが差別や偏見を生み、その結果、感染者・患者、元患者、家族や遺族などに対する人権侵害につながっています。

HIVは、感染経路の大半は性的接触であり、予防が可能な病気です。現在では適切な治療を受けることで発症することなく日常生活を送り、仕事に従事することもできます。しかしながら、病気や感染者への差別、性・セクシュアリティへの偏見や不平等な人間関係など、社会的な問題があります。自分や他者を大切に思えない環境、予防や治療を困難にしている問題の解決が重要な課題です。

ハンセン病元患者とその家族などにおいては、感染力が極めて弱いにもかかわらず「らい予防法」の廃止を見るまで、発病者の「強制隔離」によって分断され、厳しい差別意識や偏見にさらされてきました。また、「旧優生保護法」によってハンセン病患者に対する強制的な不妊手術が行われ、患者に大きな精神的・肉体的苦痛を与えました。回復した後も社会復帰が困難であり、基本的人権が保障されているとは言えない状況です。

病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、患者、元患者、家族などが安心して生活できる社会の実現に努めます。

（1）教育の推進

近年、HIV感染者が若年層に多い傾向から、性教育の充実や自尊感情を育む環境づくりが重要な課題です。その際には性行為感染症の知識、予防手段の情報、相手とのコミュニケーションや自己決定のスキル※34など、学習を具体的に進めることが求められます。

そうした点に留意しつつ、学校教育においては発達段階に応じて病気や感染症に対

する正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。

(2) 啓発活動の推進

感染症の患者、元患者、家族や遺族などに対する差別や偏見をなくし、すべての人の生命の尊さや生きることの大切さを認め合い、共に生きる社会の実現を目指して、H I V・エイズやハンセン病等に関する正しい知識と理解を深められるよう啓発活動を推進します。

また、社会生活を営む上で重要となる職場や医療・福祉サービスなどに対する啓発活動を推進するよう努めます。

H I V・エイズ問題については、若年層に対する知識の普及啓発を、さまざまな機会を通じて推進します。

ハンセン病問題については、長期的な隔離の結果、患者・元患者は心身の苦痛に加え、就労・教育機会、出産・育児機会、人間関係などの生活基盤が奪われ、完治した後も無理解と偏見によって忌避される傾向があり、社会復帰・社会生活を困難にしています。また、隔離された過程では医療や国・行政の誤った政策とともに、地域社会もその推進の一端を担った事実があることも踏まえ、なお一層充実した啓発活動を進めるよう努めます。

(3) 自立と社会参加への支援

感染症患者等が生きる希望を持って自立した生活を送ることができるようになるためには、医療や福祉サービスが適切に提供されることが大切です。そのため、相談窓口へのアクセス支援など、プライバシーに配慮しながら関係機関等との連携を図ります。

〈関係法令・計画等〉

- 世界エイズデー《1988(昭和63)年 WHO(世界保健機構)が制定》
- 「後天性免疫不全症候群」の予防に関する法律《1989(平成元)年》
- らい予防法の廃止に関する法律《1996(平成8)年》
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律《1998(平成10)年》
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律《2009(平成21)年》
- ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律《2019(令和元)年》
- 奈良県エイズ対策基本方針《1993(平成5)年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994(平成6)年》
- 桜井市教育大綱(第2期)《2022(令和4)年》

10 犯罪被害者等

「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき策定した「奈良県犯罪被害者等支援計画」を踏まえて、国、県、関係機関・団体と連携を図りながら、2020（令和2）年に施行した「桜井市犯罪被害者等支援条例」等に基づき、犯罪被害者等への支援を行うとともに、市民への理解促進のための広報・啓発に努めます。

（1）相談・支援の充実

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命や家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなど、さまざまな直接的被害に遭います。また、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらにはマスコミの取材・報道、周囲から配慮に欠けた対応をされるなど、二次的被害を受けることが社会問題となっています。

犯罪被害者とその家族が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、県、警察、なら犯罪被害者支援センター等と連携を図ります。

（2）教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について市民の理解が深まるよう、桜井・宇陀地区犯罪被害者支援ネットワーク等のさまざまな機関・団体と連携のもと、教育・啓発を推進するよう努めます。

〈関係法令・計画等〉

- 刑事訴訟法《1948（昭和23）年》
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律《1980（昭和55）年》
- 犯罪被害者等基本法《2004（平成16）年》
- 被害者参加制度《2008（平成20）年》
- 被害者参加人のための国選弁護制度《2008（平成20）年》
- 奈良県犯罪被害者等支援条例《2016（平成28）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》
- 桜井市犯罪被害者等支援条例《2020（令和2）年》

11 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が地域社会で孤立することなく、誰もが地域の一員として包摂される社会を目指して、国、県、民間団体等と連携・協働しながら支援施策を推進します。

(1) 更生支援の充実

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会の偏見や差別は想像以上に厳しく、社会復帰を困難にし、場合によっては再犯を誘発する要因にもなります。現状として日本全体では刑法犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、5年以内に再犯に至ったケースは5割に達しています。背景には差別や偏見によって、相談や支援のネットワークからこぼれ落ち、地域社会の中で孤立するという問題があります。

これらの人々が自立した生活が送れるよう、差別や偏見をなくすための取組みを進めるとともに、市民の理解と協力を得ることが大切です。

(2) 教育・啓発活動の推進

「市民意識調査」において、「子どもの結婚相手が、その親が刑を終えて出所した人」であった場合、「考え直すように言う」と答えた人は4割以上となり、厳しい結果となりました（[報告書 p52参照](#)）。

出所者やその家族に対する偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、教育分野において、他者への尊重や寛容性などについて学習することが大切です。また、国や関係機関、桜井地区保護司会及び桜井市更生保護女性会とも連携、協力し、「社会を明るくする運動」などの啓発活動を推進します。

〈関係法令・計画等〉

- 更生保護法《2008（平成20）年》
- 再犯の防止等の推進に関する法律《2008（平成20）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年9月公布》

12 アイヌの人々

アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、固有の文化や伝統等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

に向け、教育・啓発活動を推進します。

アイヌの人々の人権に関わって、1993（平成5）年に「世界の先住民の国際年」を契機に、日本においても1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律はアイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。

しかし、国内ではアイヌ民族に対する差別発言や差別落書きなどが明らかにされ、本市としても自らの問題としなければなりません。

アイヌ民族を「先住民族※35」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が2019（平成31）年に施行されたことを受け、今後も独自の伝統や歴史をもち、固有の文化を発展させてきた民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に取り組むよう努めます。

〈関係法令・計画等〉

- 先住民族の権利に関する国際連合宣言《2007年採択》
- アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
《1997（平成9）年》
- アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議《2008（平成20）年衆参両院採択》
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
《2019（平成31）年》
- アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針《2019（令和元）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》

13 北朝鮮当局による拉致被害者

北朝鮮当局による拉致問題に関する市民の関心と理解を深めるため、教育・啓発活動を国、県、関係機関・団体と連携し推進します。

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。奈良県においても拉致の可能性を排除できない行方不明者の方がおられることを考慮し、拉致問題の一日も早い解決に向けた啓発活動を推進します。

なお、人権施策として取組みを推進する上で、拉致問題を含む日本と北朝鮮間の外交上の諸課題が、私たちと地域とともに暮らす在日朝鮮人の方々とは直接的に関連性

を持たないことを認識する必要があります。

〈関係法令・計画等〉

- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律《2003（平成15）年》
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律《2006（平成18）年》
- 桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年》

14 インターネットによる人権侵害

インターネットに起因して誰もが人権を侵害されることがないように、情報収集・発信に関する個人責任や情報モラルについて正しい知識を習得し、理解を深めるための教育・啓発活動を推進していくとともに、関係機関と連携し、差別書き込みの根絶を目指してより効果的な取組みの推進に努めます。

インターネットに代表される高度通信技術の飛躍的な発達によって、利便性が向上するなど、私たちの生活は大きく変貌しました。

一方で、インターネットには発信者の匿名性があり、また、情報発信が容易であることを悪用して、差別を助長する内容を掲載することにより、人権を著しく侵害する社会問題となっています。

「市民意識調査」では、インターネットで有名人の名前をあげて、在日朝鮮人であると暴露する書き込みに対して、「事実であれば、問題ないと思う」とする回答が4分の1近くに上ったことは、「アウティング※36」の問題に対する認識が不十分であると言わなければなりません（報告書 p57参照）。

情報化社会の進展や、ネット依存症※37の増加等によって、今後ますます深刻化することが推測されます。個人のプライバシーや名誉等に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための取組みの充実が求められます。

（1）教育・啓発活動の推進

人権に関わるインターネットの問題に対して、市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための教育・啓発活動を推進します。「ネットの向こう側にも人がいる」ことを認識し、相手の立場にたった情報交換ができるよう、コミュニケーション力や他者との関係づくりのためのスキル等について、民間事業者等と連携を図りながら、スマートフォンの

活用等身近な情報端末の使い方など、学習の機会を提供します。また、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関することや、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かすこと（メディアリテラシー）の理解を深めるための教育・啓発を推進します。

（2）人権侵害に対する取組み

インターネット掲示板上の差別書き込みに対して、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と日常的な連携を深め、インターネット上での特定の個人、団体等を対象とした誹謗中傷、差別的な表現の書き込みに対する情報収集、監視を強化します。また、著しく他人の人権を侵害する不適切な事案については、効果的な対応を図ります。

〈関係法令・計画等〉

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

《2001（平成13）年11月公布》

○桜井市人権擁護に関する条例《1994（平成6）年9月公布》

第4章 推進体制

- 1 推進体制とフォローアップ
- 2 国、県及び関係機関等との連携
- 3 ボランティア・NPO等との協働の推進

第4章 推進体制

1 推進体制とフォローアップ

人権問題に対する施策の推進は、各課による個別的な対応だけでは課題の解決が困難なことが想定されます。関係する部署が緊密な連携を図り取り組むことが重要です。

本基本計画の趣旨を踏まえて、市の行政機関相互はもとより、桜井市人権教育推進協議会等の関係諸団体との連携のもと、全庁をあげて、この基本計画の具体的推進に努めます。

そのため、この基本計画に基づき、事業実施状況等を取りまとめるとともに、推進状況をフォローアップ※38していく推進組織として、桜井市人権政策推進本部を中心に、部局間相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 国、県及び関係機関等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層総合的・効果的に人権施策を推進するため、相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化した幅広い取組みを進めます。

3 ボランティア・NPO等との協働の推進

ボランティア・NPO活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通じて地域社会に「ともに支え合う心豊かなふれあいの場」を生み出す具体的な実践活動です。

また、行政やボランティア・NPO、企業などがパートナーシップ※39を形成し、あらゆる場において、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど、協働による取組みを推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談活動など、人権施策の充実に努めます。

資料編

●注釈

●法令等

資料

●注釈 (※1～※39)

1 ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別を煽ったり、貶めたりする侮蔑的な表現のことをいい、差別的憎悪表現とも呼ぶ。

2 性的マイノリティ

性自認、性的指向、性別表現などにおいて、「典型」あるいは多数と異なるありようをもつ人たちの総称。LGBTQやLGBTsなどと同等に使われている。

3 社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。単身世帯でも、家族や近隣・友人との交流がある状態は「社会的孤立」ではなく、一方、家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もありうる。(内閣府平成22年版高齢社会白書)

4 自尊感情

「自分はかけがえのない大事な存在だ」と思える気持ちのことを「自尊感情」(セルフエスティーム)という。欠点や短所もまるごと受けとめ、自分らしさを好きになり、身近な人間関係のなかで自分を価値ある存在として思えるようになること。

5 性的指向

愛情・恋愛感情、性的関心の対象

6 性自認

自分の性に対する認識。心の性

7 性別表現

服装や言葉遣い、振る舞いを、自分自身がどのように表現したいかということ。

8 自己実現

自分が本来持っている多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立すること。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると人間にとって最高の位置にある欲求。

9 協働

複数の主体が、共通する目標に対して、ともに力を合わせて活動すること。

10 SDGs

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

11 ヘイトクライム

人種、民族、宗教、性のありようなどに関わる差別や偏見、憎悪などによる犯罪。

12 ウトロ地区

京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地。この地区は1940年から日本政府が推進した「京都飛行場建設」のために集められた在日朝鮮人労働者たちの飯場跡に形成された集落。

13 全国部落調査

政府の外郭団体であった財団法人中央融和事業協会が1936年3月に刊行した被差別部落（同和地区）の調査報告書。「部落地名総鑑」の原典の一つとされている。

14 外国人技能実習制度

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、実際の職場で実践を通して学ぶことを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
※令和4年6月末時点全国に約33万人が在留している。

15 接触仮説

相手に対する知識の欠如が偏見形成に関わっているために、異なる集団間の成員が接触することにより両者の関係がむしろ改善されるとする説。

16 ハンドルネーム

インターネット上で名乗る仮名（ニックネーム等）のこと。

17 ひきこもり

さまざまな要因の結果として就学、就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。（厚生労働省）

18 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。（一般社団法人日本ケアラー連盟）

19 ハラスメント

さまざまな場面での「嫌がらせ」「いじめ」をいう。その種類は多様で本人の意図には関係な

く、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。例えば今日ではパワーハラスメント、マタニティハラスメント、セクシュアルハラスメント等が社会問題となっている。

20 ダイバーシティ

性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を尊重する考え方。

21 参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に積極的に参加し、人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。

22 インフォード・コンセント

患者・家族が病状や治療について十分に理解し、また、医療職も患者・家族の意向や様々な状況や説明内容をどのように受け止めたか、どのような医療を選択するか、患者・家族、医療職、ソーシャルワーカーやケアマネジャーなど関係者と互いに情報共有し、合意するプロセス。(日本看護協会)

23 えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業などに高額な図書購入や不当な寄附を要求するなどの行為。

24 エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク

エセ同和行为根絶を目指して関係機関・団体が情報や取組みの共有をはかり、啓発などの活動を進めるネットワーク。

25 ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人が生きがい、やりがい、充実感を持って働くとともに家庭や生活面においても、子育てや介護といったことと仕事を両立させながら人生の各段階に応じてその人らしい生き方が選択・実現できること。

26 メディアリテラシー

メディア(新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等)が提供するさまざまな情報から、何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

27 スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

28 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された

利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。(総務省 SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の仕組み)

29 地域包括支援センター

公正中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的・継続的マネジメントを行う中核機関。

30 成年後見制度

認知症や精神上的の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

31 ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から守り、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会的に包み支え合うという考え方。

32 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として当たり前(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

33 本人通知制度

住民票又は戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、その事実を通知する制度。

34 スキル

訓練や学習によって習得した技能、技術、手練、技。

35 先住民族

「国連先住民族権利宣言」には「植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義に苦しんできた」と書かれている。したがって先住民族は、近代以降の植民地政策や同化政策によって、自らの社会や土地、固有の言葉や文化などを否定され、奪われてきた人びと。また、先住民族とは、自らの伝統的な土地や暮らしを引き継ぎ、社会の多数派とは異なる自分たちの社会や文化を次世代に伝えようとしている人びと。(ILO169号条約、国連コーボ報告書など) 出典：アムネスティ・インターナショナルホームページ

36 アウティング

本人の了解を得ることなく、本人が公表していない個人情報を第三者に暴露する行為を表す言葉として使用されている。

37 ネット依存症

自分の意志でインターネットや携帯をやめることができない、日常生活に支障をきたすようになる、ネットをしていないと不安になる、自分が何をしているのかわからなくなる、家庭内暴力などといった状態にある病気。

38 フォローアップ

物事をやり終えた後に、その結果がどうなっているかを検証し、必要に応じて改善などを行うこと。

39 パートナーシップ

協力関係。協力や提携。

●法令等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日公布・施行)

(目的)

第一条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与す

るよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（平成28年4月1日公布・施行）

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等

国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び 附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

解説

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

●「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- ・受付の対応を拒否する。
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・学校の受験や、入学を拒否する。
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない。
- ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

●「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

〈合理的配慮の具体例〉

- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
- ・障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

【出典：内閣府発行 障害者差別解消広報用リーフレット】

本邦外出身者に対する

不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成28年6月3日公布・施行)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け

た取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日公布・施行)

(目的)

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

桜井市人権擁護に関する条例

(平成6年10月1日公布・施行 条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない桜井市の実現を目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、桜井市総合計画並びに関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

桜井市こころつながる手話言語条例

(平成30年4月1日 条例第2号)

言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものである。さらに言語は、知識の蓄積を可能にし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ視覚的に表現する言語である。

ろう者にとっての手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っており、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育まれてきた。

ここに、手話が言語であることの認識に基づき、市民が手話の理解の広がりを実感できる桜井市を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の手話への理解を促進し、地域において手話を使用しやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び普及は、手話が、ろう者による情報の取得、意思の表示及び他人との意思疎通の手段として必要な言語であるという基本的な認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民に対し、手話への理解の促進及び普及を図り、日常生活及び社会生活において、手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話の理解及び普及に関すること。

- (2) 手話による情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、前項に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(機会の確保)

第7条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話と親しみ手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(災害時等の対応)

第8条 市は、災害その他非常の事態において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

桜井市犯罪被害者等支援条例

(令和2年4月1日施行 条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為等 犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪行為等により被害を受けた者(市内に住所を有していた者に限る。)及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、奈良県その他の本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるよう努めること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 前項の規定による見舞金の支給に関し、対象者、申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

(広報及び啓発)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第9条 市は、民間支援団体が、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。

桜井市部落差別の解消の推進に関する条例

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び桜井市人権擁護に関する条例(平成6年10月桜井市条例第27号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない桜井市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるとともに、全ての人に優しい社会の実現を目指すものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者及び通勤し、又は通学する者及び来訪者
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するために国、県、関係機関団体等との連携を図りつつ、部落差別の解消のため、次に掲げる施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- (1) 全ての世代に対する必要な啓発、教育等の実施
- (2) 相談体制の充実
- (3) 推進体制の充実
- (4) その他市長が必要と認める施策

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重するとともに、市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

奈良県教育委員会 新しい人権教育推進プラン（抜粋）

（平成31年3月）

（2）人権教育を進める基本的な3つの視点

「人権教育の推進についての基本方針」では、「人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動」と定義し、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動全体を通して取組を進めることの重要性を示しました。

人権が日常の暮らしに根付くためには、学校、家庭、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育の取組を具体的に進めることが大切です。そこで、本「推進プラン」においては、人権が尊重される学校や社会をイメージして取組を進めることができるよう、その具体像を3つの視点でまとめました。

自己実現の視点

私たちは、一人一人が生まれながらに自由であり、自分らしく幸せに生きたいと願っています。そして、その願いを実現する権利を生まれながらにもっています。

同時に、すべての人は、様々な属性をもっています。国籍や生まれた地域、人種、性別、家庭の状況、障害や疾病の有無などに関係なく、それぞれがかけがえのない一人の人間として、その存在を大切にされなければなりません。

学校、家庭、地域において、一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているかという視点で取組をふり返りたいものです。

共生の視点

私たちは、一人一人がちがった個性や特性をもつ存在です。にもかかわらず、社会には「みんなと同じであること」が重んじられ、それが社会秩序や絶対的な価値観となって人を縛り、「みんなと同じでない人々」や「みんなと同じでない行動」を「異質」なものとして排除する傾向があります。

今後グローバル化が進むことにより、日本社会は一層多様化すると予想されます。さらには、人権意識の高揚により、様々なマイノリティの存在に視点が当てられると考えられます。そうした状況を踏まえ、様々な属性や文化をもつ人々が共に生きることのできる社会の構築がより一層強く求められています。

ちがいを否定し排除するのではなく、ちがいを肯定的に捉え、支え合い助け合うことにより、暮らしの中に豊かさが生まれます。学校や地域において、すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているかという視点で取組をふり返りたいものです。

人間関係づくりの視点

私たちは、互いの生活をよりよいものにするため、集団を形成し、協力し合って暮らしています。

学校や地域においては、人と人が出会い、かかわることにより、多彩な活動が様々に展開されています。そうした活動を通して互いの尊厳を尊重し、互いを高め合う「つながり」へと発展させることが大切です。

学校、家庭、地域などが連携して多様な出会いの場を創り出し、人と人、人と集団、集団と集団の関係づくりを進める中で、一人一人が互いを大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにできているかという視点で取組をふり返りたいものです。

4 人権教育を推進する上での課題

一人一人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付けること、その意識を態度や行動に表せること、さらには、すべての人の人権が尊重される社会を実現することなどを目指し、人権教育をより一層充実させることが求められます。ここでは、人権教育を進める上での今日的な課題を次のように整理しました。

人権に対する意識の日常化

人権の尊重は、すべての人に関わる重要な課題であるにもかかわらず、人権問題については、未だに「一部の差別されている人たちだけの課題」、「自分にとっては避けたい問題」として捉えてしまっている人が多いという傾向がうかがえます。こうした状況においては、他者の人権に配慮するどころか、自分のもつ人権にも実感がもてず、人権侵害を受けていても気付けないまま深刻な事態に陥る人が増える危険性すらあります。

自分自身が生まれながらにもつ権利について学習し、自らの暮らしと重ね、そこから生じる思いや願いの具現化を図る活動へとつなぐことにより、人権に対する意識の日常化が図られます。まず、教職員・保育者や社会教育関係者といった人権教育を推進する立場にある者が、率先して自らの人権に対する意識の向上を図り、その日常化に努めたいものです。

人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養

自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成するには、その基盤となる人権に関する知的理解を深めること、人権感覚の涵養を図ることとともに、この二つを結び付けることが大切です。

人権に関する知的理解としては、人が生まれながらにもっている必要不可欠な様々な権利を人権として具体的に知ることをはじめ、自由や責任などについての概念、人権に関する条約や法令、人権に関する歴史や現状、人権を支援する機関といったことについての知識を深めることが求められます。

一方、人権が擁護され、実現されている状態を感知した時には、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知した時には、それを許せないとする人権感覚は、身の回りのできごとにとどのように目を向けどう捉えているかを日常的にふり返るととも

に、そのことについて身近な人と対話することを通して、磨き続けることが必要です。

人権に照らした学習活動の充実

すべての学習活動は、人が幸せに生きていくために必要な知識や技能を身に付けることを目的としていることから、それ自体が人権教育の理念に基づいたものであると言えます。したがって、学校教育における教科等の指導や、社会教育における学びの場の企画・運営などにおいては、それぞれの教科や活動の目標やねらいを人権教育を通じて育てたい資質や能力に結び付けて取組を進めることが大切です。

また、教職員・保育者や社会教育関係者が意図する・しないにかかわらず、学習者はその置かれた環境から多くのことを学びます。例えば、「いじめ」を許さない雰囲気を満たされた中で「いじめ」についての学習が行われることにより、「いじめ」に対する学びはより深いものとなっていきます。一方、「いじめ」が見過ごされている集団にあっては「いじめはいけない」という言葉が虚しく響きます。そうした点から学習活動の在り方にも気を配り、取組を進めることが求められます。

自尊感情の醸成と集団づくり

近年、自分自身を肯定的に捉えることができず、何事もすぐにあきらめたり、少しのつまづきから自分の殻に閉じこもったりする人が少なくありません。また、自己の安定を保つために他者を攻撃している場面も見られます。

そうした状況を反映してか、県教委が毎年実施している「人権教育の推進に関する調査」において、「自尊感情の醸成」を教育課題とする学校が増加しています。

自らを大切な存在とする感情（自尊感情）は、人と人との関わりの中で自分が受け止められていると感じることにより育まれます。「自分も他の人も大切にしていってつなぐ合える」人間の育成に向け、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携しながら、すべての人にとっての居場所づくりを進めるとともに、その場において一人一人が生かされる集団づくりの取組を進めることが求められます。

実践行動につながる人権学習の創造

私たちの周りには、様々な差別問題や人権侵害があります。こうした問題の解決に積極的に関わろうとする意識・意欲・態度を育成し、具体的な実践行動へとつなぐ人権学習が求められます。そうした学習活動を行う際には、次の点を踏まえておきたいものです。

- 私たちの社会には、多様な人々が暮らしています。そこにあるちがいを否定し、差別したり排除したりするようなことがあってはなりません。
- 科学的認識に基づいて人権問題を捉えることを大切にし、部落差別や「いじめ」など、元々ちがいのないことに対し、あえて差異を作り、人権を侵害するといった非科学的な行為を断じて許してはなりません。
- 個別の人権問題についての学習に当たっては、他の個別の問題と関連付けて取り組まねばなりません。例えば、女性に対する差別の問題は、参政権の獲得や伝統行事への参加といった社会や歴史などの視点で捉えたとき、子どもの人権や部落差別といった問題との関係が見えてきます。

「地域に学ぶ」取組の推進

差別意識の解消については、その意識を支えるものの見方や考え方が地域社会に存在していることから、日々の暮らしの中にある課題を捉えた取組として進める必要があります。

県教委では、「部落史の見直し」の成果を踏まえ、地域社会の仕組みや意識の在り方が差別を生み温存し助長しているということを提起してきました。今後の取組においては、「地域に学ぶ」ことを大切に、「人はなぜ差別をするのか」という課題にも迫りながら、人と人との関係を豊かに結ぶことができる「人づくり」、すべての人の人権が尊重された包摂の「まちづくり」「社会づくり」を進める必要があります。

桜井市人権施策に関する基本計画
改定版

2023(令和5)年3月

発行 桜井市市民生活部 人権施策課
〒633-8585 桜井市粟殿432番地の1
電話 0744-42-9111(代表)

